

## 第3章 本計画における基本方針

### 第1節 基本方針の設定にあたって

本計画における基本方針の設定にあたっては、前章でまとめた市の現状と課題及び都市構造の再編に向けて、上位計画の将来都市像を踏まえた目標及び都市機能・居住・公共交通に係る基本的な考え方をとりまとめた上で、将来の都市骨格構造を定めます。

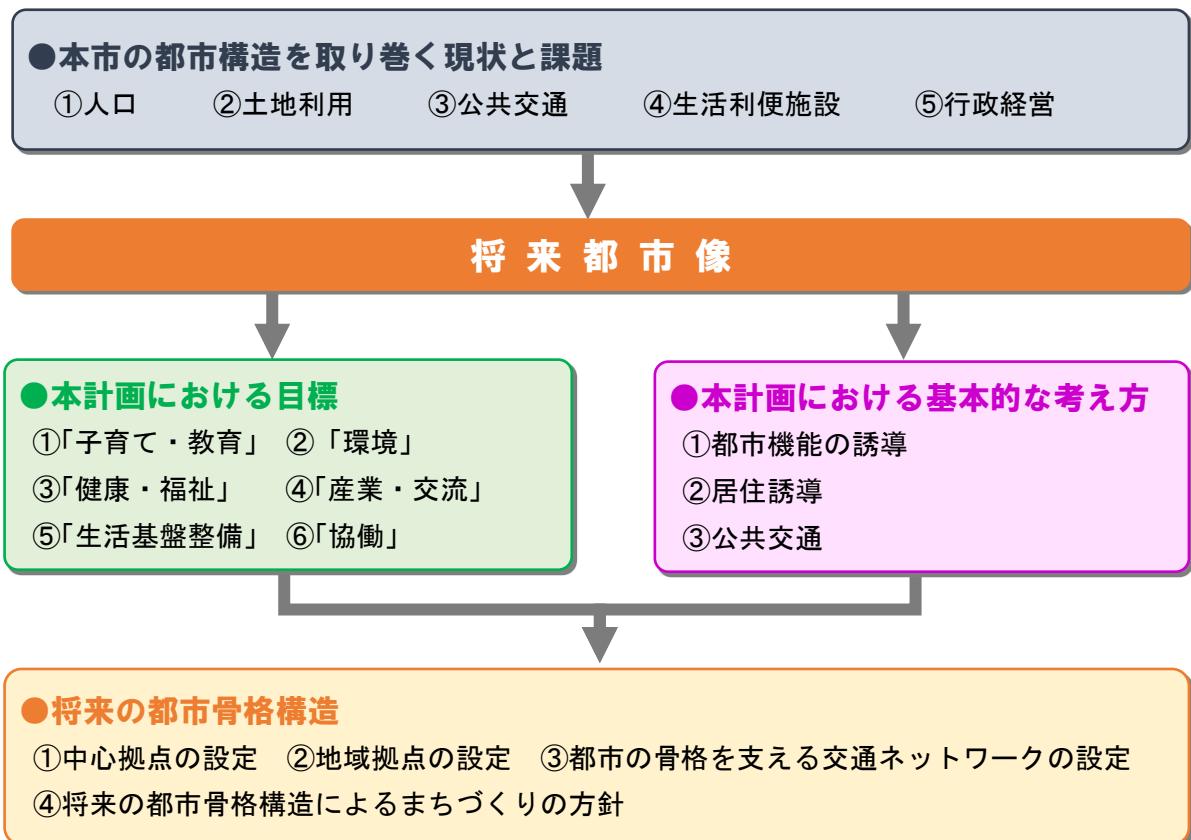


図 3－1 本計画における基本方針の設定の流れ

## 第2節 本計画における目標

本計画の上位計画である小諸市総合計画第5次基本構想及び小諸市都市計画マスタープランにおける将来都市像は、次のとおりです。

### 将来都市像

#### 住みたい 行きたい 帰ってきたい まち 小諸

～自然と文化と人々が織りなすハーモニーで みんなにやさしい 活気あふれる 高原の城下町に～

この将来都市像を実現するために、小諸市都市計画マスタープランにおけるまちづくりの目標に基づき、持続可能な集約都市の形成に向けた本計画の目標は図3-2のとおりです。

### ●持続可能な集約型都市の形成に向けたまちづくりの目標

#### ① 「子育て・教育」 心豊かで自立できる人が育つまち

- 小諸城址懐古園や大手門、旧小諸本陣をはじめ、歴史的施設・文化施設の集積や平成27年度に市役所敷地一体整備で再整備した市立小諸図書館など文化的施設を活用した、生涯にわたる学び合いによる生きがいづくり
- 施設の老朽化や子どもの減少に伴った、学校再編をはじめとする望ましい子育て・教育環境の形成

#### ② 「環境」 自然環境を守り、循環型社会の進んだまち

- 省資源・省エネルギー型の都市構造の形成による脱炭素社会のまちづくり

#### ③ 「健康・福祉」 一人ひとりが健康に心がけ、みんなで支え合うまち

- 第二次救急医療を担う中核的な病院である浅間南麓こもろ医療センターをはじめとする、公共交通の利便性が高い地域に集積する医療施設を活用した、健康づくりへのきっかけや医療の提供
- 高齢者の外出機会を確保するための交通手段の確保や外出のきっかけづくり、福祉施設・医療施設・子育て施設等と連携した支え合いの体制づくりによる、子どもから高齢者まで元気に暮らす「地域共生社会」の実現

#### ④ 「産業・交流」 地域の宝・地域の資源を有効活用し、活気ある豊かなまち

- 地域の資源との多極的で有機的な結び付きを強化し、様々な皆さんのが日常の暮らしの中で交流できる仕組みづくり
- 移住・定住促進による持続可能な地域の構築

#### ⑤ 「生活基盤整備」 安心して快適に暮らせるまち

- インフラ施設の効果的な管理・運営
- 医療施設や日用品を扱う商業施設など市民生活に欠かせない生活利便施設の計画的な確保と、施設と居住地域を結ぶ公共交通ネットワークの形成

#### ⑥ 「協働」 すべての主体が参加し、協働するまちづくり

- 市民の皆さんをはじめ、あらゆる主体が課題と目的・目標を共有するとともに、責任や役割分担を有し、連携したまちづくりの推進

図 3-2 本計画における目標

### 第3節 本計画における基本的な考え方

本計画における基本的な考え方として、将来都市構造の設定に必要となる都市機能の誘導、居住の誘導、公共交通の考え方は図3-3のとおりです。

#### ●持続可能な集約型都市の形成に向けた基本的な考え方

##### ① 都市機能の誘導に係る考え方

- 中心拠点及び地域拠点における都市機能の維持・再構築にあつては、施設周辺に住んでいる方が、出会い、語らう場としての機能を有していくことが望ましい
- 多くの市民が利用する教育・医療・商業などの生活利便施設を公共交通の利便性の高い地域に集積を図り、賑わい創出を図るとともに、歩いて暮らせる日常生活圏の形成に努める

##### ② 居住誘導に係る考え方

- 中心拠点や地域拠点の周辺においては、人口密度の維持のため、居住環境の質の向上を図りながら、持続可能な地域コミュニティや公共交通を確保する
- 災害リスクを考慮した居住環境を形成する

##### ③ 公共交通に係る考え方

- 鉄道、デマンド交通、スクールバスなどにより、中心拠点及び地域拠点と、沿道市街地及び各集落を含めた拠点間を結ぶ交通ネットワークを構築する

図 3-3 本計画における基本的な考え方

## ●本市の都市構造を取り巻く現状と課題

### ① 人口

- 人口減少と高齢化の進行に伴う人口集中地区(DID 地区)の縮小・消失や、市内各地区の居住地域における人口密度が低下する地域の発生
- 北陸新幹線佐久平駅に近い南大井地区をはじめ、幹線的な道路沿線で居住集積が進む地域での効果的・効率的な居住環境の整備
- 高齢者ができるだけ住み慣れた地域で日常生活を営む仕組みづくり
- 若者・子育て世代等の移住・定住の促進

### ② 土地利用

- 住宅用地拡大の一方で増加する空き家・空地の利活用
- 土砂災害等のリスクのある居住地域の存在

### ③ 公共交通

- 鉄道の徒歩利用圏内の人口密度維持によるサービス水準の担保
- 地域間幹線バス廃止を受け、市内西側をはじめとする鉄道の徒歩利用圏外への公共交通サービスの確保
- 市内の居住地から中心拠点へ概ね 30 分以内にアクセス可能な「こもろ愛のりくん」における、運転手不足の解消、運行コスト増加の抑制、利用者確保などによる持続可能な運営

### ④ 生活利便施設

- 鉄道の徒歩利用圏内に多く立地する浅間南麓こもろ医療センターをはじめとした医療施設と、市内各地区に点在する福祉施設について、交通サービスの維持による誰もが適時適切に医療・介護を受けられる環境づくり
- 各地区に立地する子育て・教育施設について、施設の老朽化や子どもの減少に応じた、学校再編をはじめとする教育環境の整備の在り方
- 小諸駅周辺地域に集積される歴史的・文化的施設をはじめとする生涯学習施設の運営の充実
- 日用品を扱う商業施設や金融施設について、人口減少に応じた立地誘導と交通サービスの充実によるアクセス性の確保

### ⑤ 行政経営

- 財政規模の縮小と社会保障費の増大の現状における行政サービスの水準維持
- 既存施設の集約化・複合化や、民間活力の活用と連携による効率的で効果的な施設運営

将来都市像

住みたい 行きたい 帰ってきてみたい まち 小諸  
自然と文化と人々が織りなすハーモニーでみんなにやさしい活気あふれる高原の城下町に



図 3-4 現状・課題及びまちづくりの目標、基本的な考え方の総括図

## ●持続可能な集約型都市の形成に向けたまちづくりの目標

### ① 「子育て・教育」 心豊かで自立できる人が育つまち

- 小諸城址懐古園や大手門、旧小諸本陣をはじめ、歴史的施設・文化施設の集積や平成27年度に市役所敷地一体整備で再整備した市立小諸図書館など文化的施設を活用した、生涯にわたる学び合いによる生きがいづくり
- 施設の老朽化や子どもの減少に伴った、学校再編をはじめとする望ましい子育て・教育環境の形成

### ② 「環境」 自然環境を守り、循環型社会の進んだまち

- 省資源・省エネルギー型の都市構造の形成による脱炭素社会のまちづくり

### ③ 「健康・福祉」 一人ひとりが健康に心がけ、みんなで支え合うまち

- 第二次救急医療を担う中核的な病院である浅間南麓こもろ医療センターをはじめとする、公共交通の利便性が高い地域に集積する医療施設を活用した、健康づくりへのきっかけや医療の提供
- 高齢者の外出機会を確保するための交通手段の確保や外出のきっかけづくり、福祉施設・医療施設・子育て施設等と連携した支え合いの体制づくりによる、子どもから高齢者まで元気に暮らす「地域共生社会」の実現

### ④ 「産業・交流」 地域の宝・地域の資源を有効活用し、活気ある豊かなまち

- 地域の資源との多極的で有機的な結び付きを強化し、様々な皆さんが日常の暮らしの中で交流できる仕組みづくり
- 移住・定住促進による持続可能な地域の構築

### ⑤ 「生活基盤整備」 安心して快適に暮らせるまち

- インフラ施設の効果的な管理・運営
- 医療施設や日用品を扱う商業施設など市民生活に欠かせない生活利便施設の計画的な確保と、施設と居住地域を結ぶ公共交通ネットワークの形成

### ⑥ 「協働」 すべての主体が参加し、協働するまちづくり

- 市民の皆さんをはじめ、あらゆる主体が課題と目的・目標を共有するとともに、責任や役割分担を有し、連携したまちづくりの推進



## ●持続可能な集約型都市の形成に向けた基本的な考え方

### ① 都市機能の誘導に係る考え方

- 中心拠点及び地域拠点における都市機能の維持・再構築にあっては、施設周辺に住んでいる方が、出会い、語らう場としての機能を有していくことが望ましい
- 多くの市民が利用する教育・医療・商業などの生活利便施設を公共交通の利便性の高い地域に集積を図り、賑わい創出を図るとともに、歩いて暮らせる日常生活圏の形成に努める



### ② 居住誘導に係る考え方

- 中心拠点や地域拠点の周辺においては、人口密度の維持のため、居住環境の質の向上を図りながら、持続可能な地域コミュニティや公共交通を確保する
- 災害リスクを考慮した居住環境を形成する

### ③ 公共交通に係る考え方

- 鉄道、デマンド交通、スクールバスなどにより、中心拠点及び地域拠点と、沿道市街地及び各集落を含めた拠点間を結ぶ交通ネットワークを構築する

## 第4節 多極ネットワーク型の地域形成の方向性

### 第1項 交通ネットワークと地域形成

本市では、市民の通勤、通学及び身の回り品等の購入のための移動は、市内のみならず、鉄道並びに国道及び主要な生活道路からなる交通ネットワークによって成り立っています。

そして、都市機能及び居住は、鉄道駅を中心とする小諸駅周辺地域の中心市街地のほか、新幹線駅である佐久平駅にも近い南大井地区等の沿道型市街化地域、そして、歴史的・社会的な背景を持つ各集落に集積がされています。

一方で、人口減少や児童生徒数の減少、公共交通の構造変化などが進む中で、中心市街地だけでなく、中学校を単位とした生活拠点への都市機能等の集約が求められています。

本計画では、都市骨格構造の核となる「中心拠点」と「地域拠点」を設定し、これらと沿道市街地及び各集落を含めた拠点間を、道路網を含む鉄道・デマンド交通・スクールバス等の交通ネットワークで結ぶ多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を目指します。

そのため、本節では、現在の都市機能の配置や人口密度、土地利用の状況を踏まえつつ、「小諸駅周辺地域（中心拠点の候補）」、「中学校区を単位とした生活拠点（地域拠点の候補）」、「沿道型市街地」、「集落コミュニティ拠点」の役割と方向性を整理し、第5節における中心拠点等の設定に向けた基本的枠組みを示します。

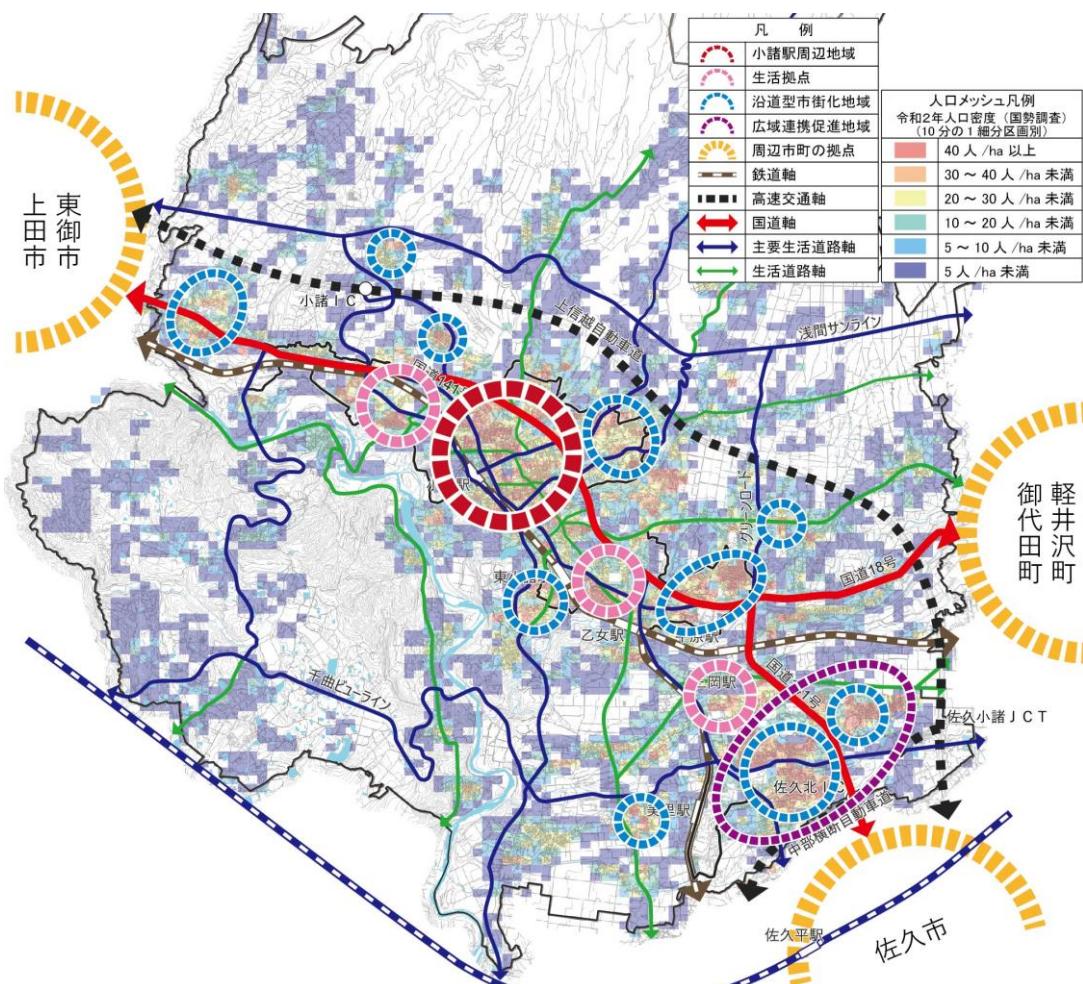


図 3-5 交通ネットワークと地域形成

### 1) 小諸駅周辺地域（中心拠点の候補）

小諸駅周辺地域は、しなの鉄道とJR小海線が接続する小諸駅を中心とし、東西に走る国道18号と主要地方道諏訪白樺湖線に囲まれた地域であり、国道141号や県道菱野筒井線などの主要な生活道路により様々な都市機能が結びつくことで、周辺市町を含めた交通ネットワークの起点の一つとなっています。

また、市役所や二次救急を担う総合病院、歴史的な教育文化施設、福祉施設、日用品を扱う商業施設、金融機関等の多様な生活利便施設などの様々な都市機能が集積しており、公園などの歩行者の回遊空間の整備が進み、居住環境の質の向上が図られています。

そこで、本地域では、交通ネットワークの起点であることを活かし、更に賑わいを創出する都市機能を誘導することで地域の魅力を高めるとともに、都市機能の集積を享受できるような居住環境の形成及び土地利用を促進することで居住誘導を図ります。

### 2) 中学校区を単位とする生活拠点（地域拠点の候補）

児童生徒数の減少や文部科学省が示す通学距離の目安（小学校4km、中学校6km）を踏まえると、小中学校の適正規模・適正配置を維持するためには、将来的な統合が不可避となっています。

これまで、小中学校においては、地域学習を積極的に行い、学校施設の地域開放も行っていることから、通学区内の地域コミュニティや生涯学習・生涯スポーツの拠点的役割を果たしてきました。

統合により整備される小中学校は、子育て・教育機能に加え、防災・地域交流など多様な機能を担うことから、中学校区を単位とした生活拠点の核となることが期待されます。またデマンド交通やスクールバス等の地域内交通の起終点として、生活圏の移動を支える拠点となります。

このため、中学校区を単位として地域拠点を位置付け、将来的な学校再編や公共施設の再配置と連携しながら、地域の暮らしを支える生活拠点としての機能集約と土地利用誘導を図り、居住誘導を進めています。

### 3) 沿道型市街化地域

沿道型市街化地域は、国道18号、国道141号のほか主要地方道や県道などの主要な生活道路の沿道上に、教育施設や医療施設、商業施設などの生活利便施設が立地し、居住も集積することで市街化された土地利用が進む地域です。

特に、新幹線駅である佐久平駅に近い南大井地区などでは、佐久市や軽井沢町、御代田町との交通ネットワークの路線が交わる範囲において、生活利便施設及び戸建て住宅の集積が進み、沿道型市街化地域が連結しており、広域的な生活基盤としての性質が高まっています。

そこで、このような範囲においては、今後の地域形成に向け、周辺市町との連携を積極的に図る「広域連携促進地域」として、広域的な生活基盤としての性質が高まるよう、中心拠点や地域拠点との役割分担を踏まえた都市機能の立地及び居住環境の形成を促します。

#### 4) 集落コミュニティ拠点

集落コミュニティ拠点は、歴史的・社会的な背景を踏まえた居住地であり、居住が集積されるとともに、地域の資源を活用した産業やまちづくりの推進において重要な役割を担っています。

集落コミュニティ拠点には、子育て・教育施設や金融機関等の生活利便施設が立地していますが、少子高齢化が進む中で、従来どおりの生活サービスの継続や地域コミュニティの維持が課題となっています。

そこで、集落コミュニティ拠点については、中心拠点及び地域拠点との連携を図りつつ、デマンド交通等による移動手段の確保や地域資源を活用した取組の支援等により、高齢になってもできるだけ住み慣れた地域で日常生活を営むことができる地域づくりを進めます。

## 第2項 地域の形成に係る要点

交通ネットワークと小諸駅周辺地域、中学校区を単位とする生活拠点、沿道型市街化地域及び集落コミュニティ拠点の形成にあたっては、それぞれの地域及び拠点における“暮らしやすさ”に着目した施策・事業を進めていく必要があります。

“暮らしやすさ”は、世代や生活スタイル、家族構成等の個人的要素によって捉え方が異なるほか、社会情勢によっても変化していくことから、ニーズの変化を勘案した施策・事業の見直しを、その都度行う必要があります。

表 3-1 地域及び拠点の形成のイメージ

区分	小諸駅周辺地域 (中心拠点の候補)	中学校区を単位とする 生活拠点 (地域拠点の候補)	沿道型市街化地域	集落コミュニティ 拠点
範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>小諸駅(交通結節点)周辺</li> <li>中核的な都市機能が集積されている範囲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校区を単位とする生活圏の中心となりうるエリア(将来的に統合される小中学校等の周辺)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道や主要な生活道路の沿道</li> <li>生活利便施設や居住の集積が進む範囲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各集落の集会施設などを核とした範囲</li> </ul>
暮らしやすさのイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療、行政、商業、文化など多様な機能が徒歩圏にまとまり、歩いて暮らしやすい都市の拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て・教育、防災、地域交流等が身近にあり、日常生活の大半が地域内で完結しやすい「身近な生活拠点」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域交通の利便性を活かしつつ、車利用を基本とした日常生活が営まれる「道路沿いの市街地」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然や農地と隣接した静かな住環境の中で、地域のつながりに支えられながら、長く住み続けられる暮らし</li> </ul>
施策・事業例	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設や公共空間の有効活用</li> <li>民間施設との連携による賑わいと滞在性の向上</li> <li>居住と都市機能が適切に混在する市街地の形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設と地域交流機能などの連携・複合化</li> <li>地域コミュニティによる見守り・支え合いの仕組みづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活利便施設の適切な配置や更新</li> <li>歩行環境や安全性の向上</li> <li>景観や環境に配慮した沿道空間の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集会施設等を活用した地域活動の継続</li> <li>地域資源を活かした仕事や交流の場づくり</li> <li>空き家等の利活用の検討</li> </ul>
構築の方向性 交通ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道駅を核とした公共交通の結節点であり各地区からのアクセス性を高めることを基本とし、徒歩・自転車との乗り継ぎがしやすい環境形成を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デマンド交通やスクールバス等の地域内交通と徒歩・自転車を組み合わせ、中心拠点や生活利便施設とのアクセス性を高める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幹線道路を活かして広域的な移動を支え、デマンド交通の乗降ポイントの設定等により、中心拠点及び地域拠点との連携を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デマンド交通等により、中心拠点や地域拠点へのアクセス性を確保しつつ、高齢者等の日常的な移動ニーズへの対応を図る</li> </ul>

## 第5節 立地適正化計画制度による将来の都市骨格構造

### 第1項 中心拠点の設定

「立地適正化計画制度」では、多くの市民の皆さんのが将来にわたる暮らしやすさを確保する、集約型の都市骨格構造の形成を目指し、中心拠点を設定することとなっています。

将来の都市骨格構造に位置付ける中心拠点は、公共交通の利便性が特に高く、都市の中核的な生活利便施設をはじめとする都市機能が集積し、居住環境の形成が進んだ地域に設定することとします。

そこで、しなの鉄道とJR小海線の交通結節点である小諸駅周辺地域は、市役所をはじめ、様々な都市機能が集積されているとともに、インフラ施設の整備や回遊空間の形成など居住環境の質も向上していることから、小諸駅周辺地域を中心拠点に設定します。

### 第2項 地域拠点の設定

児童生徒数の減少や通学距離の課題、公共施設の老朽化・再編等を踏まえると教育施設を含む公共施設の適正配置を中長期的な視点で検討することが必要です。

本市では、小学校6校、中学校2校を将来的に2～3校程度へ統合していく方向性のもと、令和10年開校予定の芦原中学校区の統合校をはじめ、段階的に学校再編を進めることとしています。統合校は、教育機能だけでなく、防災拠点、地域交流の場、子育て支援などの複数の機能を担うことが期待されます。

そこで、中学校区を生活圏の単位と捉え、統合校を核とした地域の暮らしを支え、地域コミュニティの中心となる地域拠点を設定します。

なお、都市骨格構造において、地域拠点を明確に位置付けることで、子育て・教育など生活圏の暮らしに関わる都市機能の誘導及び居住誘導を図ります。

### 第3項 都市の骨格を支える交通ネットワークの設定

人口減少社会において地域の活力を維持、強化するためには、都市機能の集約などによるコンパクトなまちづくりと連携して、多極ネットワーク型コンパクトシティの考え方のもと、交通ネットワークを構築することが重要です。

交通ネットワークの構築にあっては、鉄道等の幹線的な公共交通の維持・活用を図るとともに、デマンド交通やスクールバス等による地域内交通の確保や歩道や自転車道を含む生活道路の整備を総合的に組み合わせることで、各拠点が連携し、市域全体の持続可能な都市活動を支えるネットワークを構築します。

また、幹線道路や主要な生活道路の整備、交通安全対策を進めることで、歩行や自転車と公共交通を組み合わせた移動がしやすい環境を整え、市民の日常生活における移動の確保を図ります。

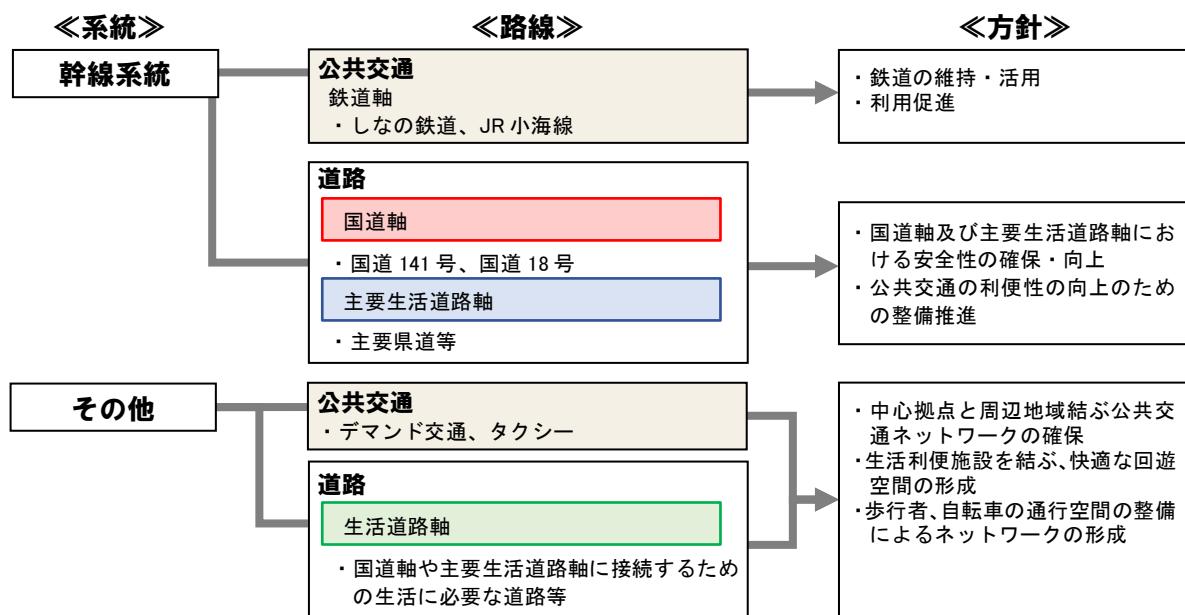


図 3－6 交通ネットワークの構成

#### 第4項 将来の都市骨格構造によるまちづくりの方針

本項では、第1項から第3項までで設定した、中心拠点、地域拠点及び交通ネットワークを踏まえ、多極ネットワーク型コンパクトシティとしての将来都市骨格構造を示し、「健康と笑顔の歩いて暮らせるまちづくり（暮らしの姿）」を示します。

##### ●まちづくりの方針「健康と笑顔の歩いて暮らせるまちづくり」

中心拠点と地域拠点が相互に補完しあい、公共交通・道路網により多様な生活の場をつないでいくことで、「健康」と「笑顔」に満ちた多極ネットワーク型コンパクトシティを実現します。これにより、市民一人ひとりが安心して暮らし続けられ、世代を超えてつながり支え合う持続可能な都市づくりをすすめていきます。

##### ① 健康のまちづくり

小諸駅周辺地域には、浅間南麓こもろ医療センターをはじめとする医療施設が集積し、医療提供体制が整っています。超高齢社会の進展により医療需要が高まる中で、徒歩・自転車・公共交通を組み合わせたアクセス性の高い中心拠点として、より適時適切に医療を受けられる環境づくりが進められています。また、地域拠点においても、学校や地域交流拠点施設等と連携し、地域ニーズに応じた健康づくりや健康予防教室、日常的な相談等を展開することで身近な生活圏内で健康を維持できる仕組みづくりが進められています。これらにより、市民が「自分の健康を守りやすいまち」を実現し、中心拠点と地域拠点に健康づくりを支え合う都市構造を目指します。

##### ② 笑顔のまちづくり

中心拠点には、懐古園・大手門・旧小諸本陣などの歴史的資源や市立小諸図書館をはじめとする文化施設が集積しています。これらの資源を活用し、生涯学習や文化観光・交流の拠点としての魅力を高めることで、すべての世代が学び、楽しみ、交流できる場を広げていきます。また、地域拠点では、学校再編により整備される小中学校を核として、地域交流や子育て支援、防災拠点など多様な機能が集まることで、暮らしの中で自然と顔を合わせ、地域のつながりが育まれる環境が生まれます。徒歩や自転車、公共交通の利用を促進し、人々が地域の中で行き交い、日常的に交流できる環境を整えることで、多様な主体が参画する賑わいづくりと、地域の「笑顔」を育むまちづくりを推進します。

##### ③ 歩いて暮らせる日常生活圏の形成

中心拠点と地域拠点をつなぐ交通ネットワークの強化、市内の居住地域から各拠点への移動を支えるデマンド交通の利便性向上、学校再編に伴うスクールバスとの連携などにより、拠点間を結ぶ多層的な交通体系を構築します。また、中心拠点においては、日用品を扱う商業施設など生活利便施設の計画的な確保に努めるとともに、歩行者空間や自転車通行空間の整備、回遊性の高い都市空間づくりなど「歩いて快適に移動できる」環境の形成を進めます。地域拠点においては、学校や地域交流拠点、医療・商業などの生活利便施設を誘導し、徒歩・自転車と公共交通で移動しやすい生活圏の構築を図ることで、子育て世代から高齢者まで安心して暮らせる地域環境を実現します。これらを通じて、地球環境にもやさしい低炭素な暮らし方を支える「歩いて暮らせる日常生活圏」を市域全体で展開していきます。

図 3-7 まちづくりの方針「健康と笑顔の歩いて暮らせるまちづくり」（暮らしの姿）

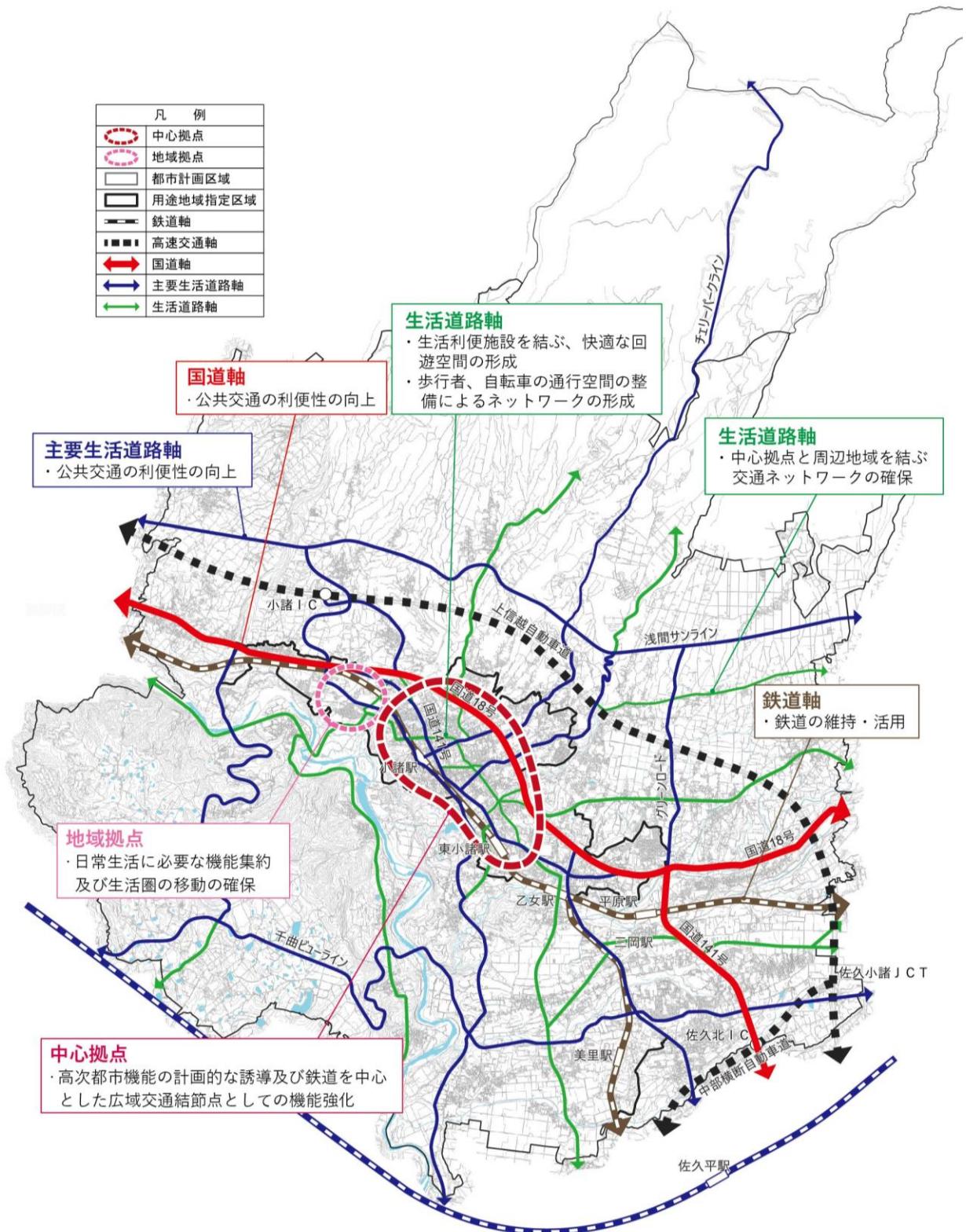


図 3-8 将来都市骨格構造

## 第4章 都市機能及び居住の誘導

### 第1節 誘導区域設定の基本的な考え方

本章では、立地適正化計画制度に基づき、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を設定し、各区域における都市機能の適正配置及び居住の誘導に関する施策を定めます。

誘導区域の設定にあたっては、第3章で整理した将来都市骨格構造を踏まえ、次に掲げる基本的な考え方に基づくものとします。

なお、土地利用の効率化と安全性の担保として、用途地域区分、地形、災害リスク等を考慮し、合理的な区域設定を行います。

#### ①中心拠点（都市の中核拠点）

鉄道駅を核とした広域的都市サービスの集積拠点として、都市の中核的な生活利便施設をはじめとする都市機能を誘導・集積し、賑わいや交流、地域活動等を先導し、地域の活力を創出します。

#### ②地域拠点（地域コミュニティの拠点）

中学校区を単位として、統合校を核とした子育て・教育などの生活圏の暮らしに関わる都市機能を誘導・集積し、地域コミュニティの維持・強化を図ります。

#### ③公共交通・歩行者ネットワークの連携

鉄道・デマンド交通・スクールバス等の多層的な地域公共交通体系と連動し、中心拠点と周辺地域を結ぶ公共交通ネットワークを確保します。

## 第2節 都市機能誘導区域

### 第1項 中心拠点における設定方針

中心拠点への都市機能の誘導にあたっては、公共交通の利便性が高く、多様な生活利便施設の集積による相乗効果が期待される範囲で設定します。都市機能誘導区域の設定方針及び設定にあたり重視する点は以下のとおりです。

#### ①交通結節点としての利便性を活かし「歩いて暮らせる日常生活圏」を形成できる範囲

小諸駅周辺及びその周辺の鉄道・デマンド交通等の交通の連携を活かし、中心拠点としての都市サービスを強化する範囲とします。

#### ②都市機能の集積による相乗効果で回遊性に優れた都市空間の形成ができる範囲

旧北国街道等の生活道路軸における回遊動線を踏まえ、都市機能の集積による賑わい創出が期待できる範囲とします。

#### ③効率的な土地利用ができる範囲

都市機能を誘導できる用途地域区分を考慮するとともに、敷地の規模や宅地開発の可能性、災害リスクを考慮した範囲とします。

### 第2項 中心拠点における具体的な範囲

中心拠点における都市機能誘導区域の具体的な範囲を設定し、策定時の都市機能誘導区域の見直しを行います。

なお、設定にあたっては、地形地物などの長期にわたって存在し得る位置を区域界とすることとします。

表4－1 都市機能誘導区域（中心拠点）の具体的な範囲

設定方針	具体的な範囲
交通結節点としての利便性を活かし「歩いて暮らせる日常生活圏」を形成できる範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通の利便性が特に高い小諸駅を中心に、半径1km<sup>※1</sup>以内の徒歩圏内とすること</li> </ul>
都市機能の集積による相乗効果で回遊性に優れた都市空間の形成ができる範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能間の連携を高めるため、交通ネットワークにおける国道軸、主要生活道路軸または生活道路軸の沿線（各軸から50m<sup>※2</sup>）、にあること</li> </ul>
効率的な土地利用ができる範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能を誘導できる用途地域区分（商業地域、近隣商業地域等）であり、一定の敷地面積が確保できる既存の都市施設用地及び低未利用地を含む範囲であること</li> <li>建築行為が規制対象となる地域（保安林、土砂災害特別警戒区域）及び安全性を考慮すべき地域<sup>※3</sup>（土砂災害警戒区域）を除いた範囲であること</li> <li>なお、都市機能誘導区域から除外した土砂災害警戒区域等において、対策工事により当該区域の安全性が確保された場合、都市機能誘導区域に含められるものとする</li> </ul>

※1：平成26年国土技術政策総合研究所「アクセシビリティ指標活用の手引き」で、徒歩の限界距離として“鉄道駅から徒歩20分（直線距離で1km）”に準拠して、「半径1km」とします。

※2：市では、道路沿道の用途地域として、中心拠点内の幹線道路の沿道50mに用途を指定している場所があります。これに準拠して、各系統の沿線を50mとします。

※3：中心拠点での浸水の想定は0.5mから3.0m程度とされており、一定の避難時間の確保や近隣での避難施設の確保等により市地域防災計画に基づく避難対策が実施できることから、浸水想定区域については「安全性を考慮すべき地域」から除外します。

閉館中の小諸市立郷土博物館については、今後も都市施設用地としての活用が困難であることから、都市機能誘導区域から除外することとします。

また、小諸市立郷土博物館から主要生活道路へ続く道路沿線に対して指定された都市機能誘導区域については、都市機能を誘導できる用途地域区分に合わせて除外、追加することとします。

表4－2 都市機能誘導区域（中心拠点）の面積

都市機能誘導区域の面積	61.9 ha (用途地域 682ha の約 9 %)
-------------	-----------------------------

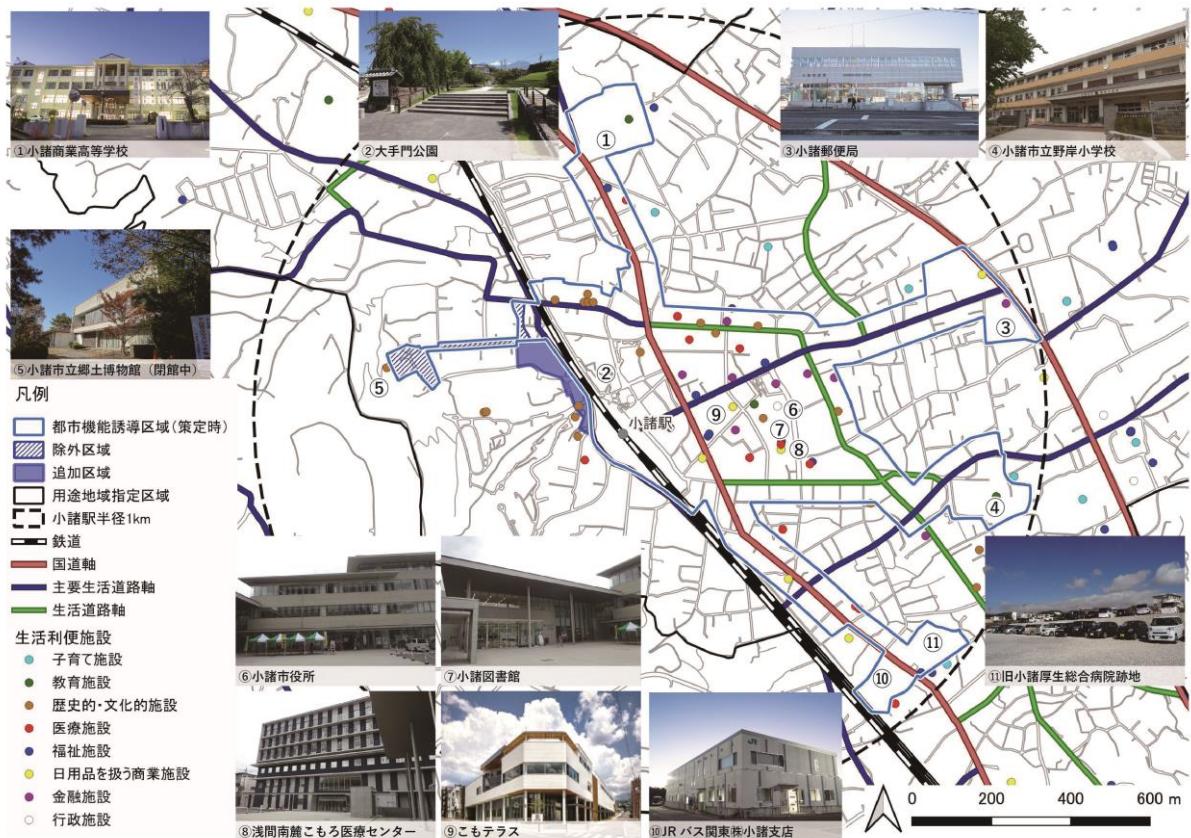


図4-1 都市機能誘導区域候補（小諸駅からの徒歩圏及び土地の利用状況）

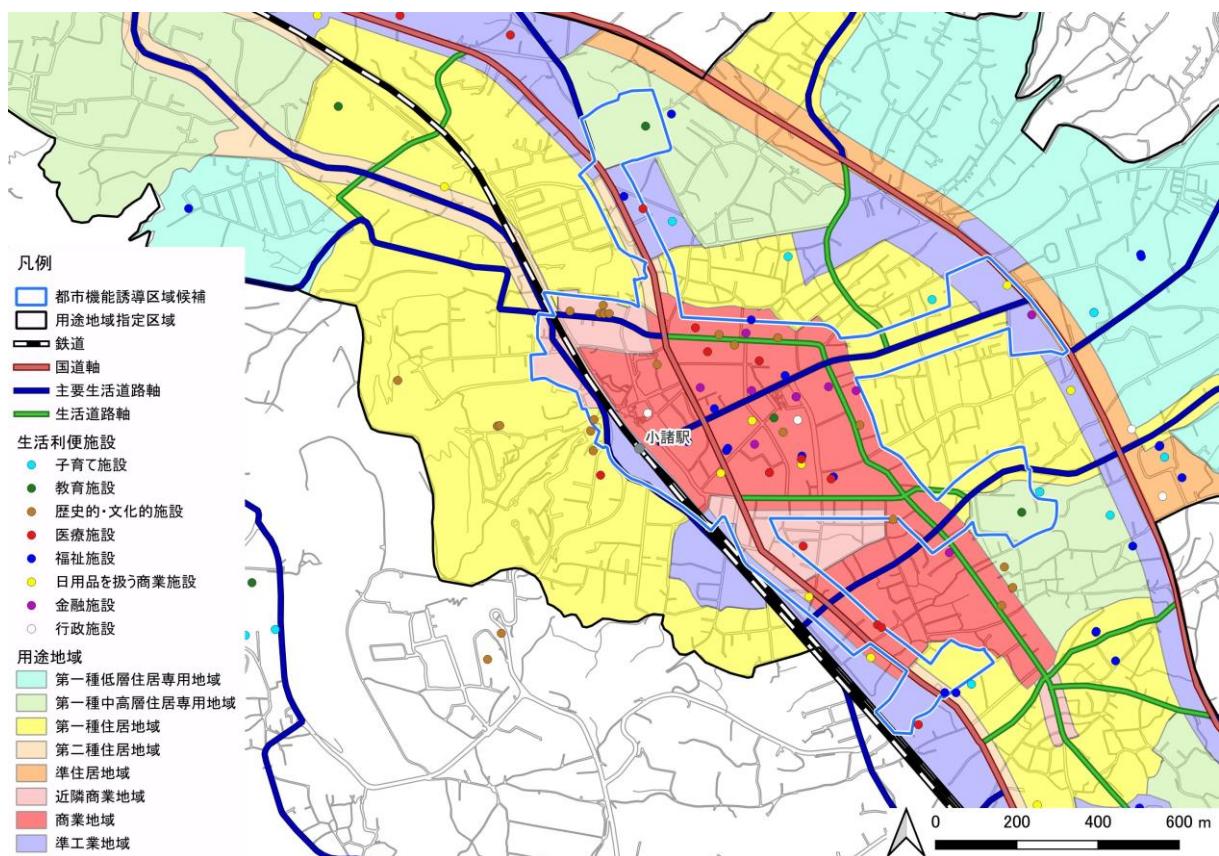


図4-2 都市機能誘導区域候補（用途地域）

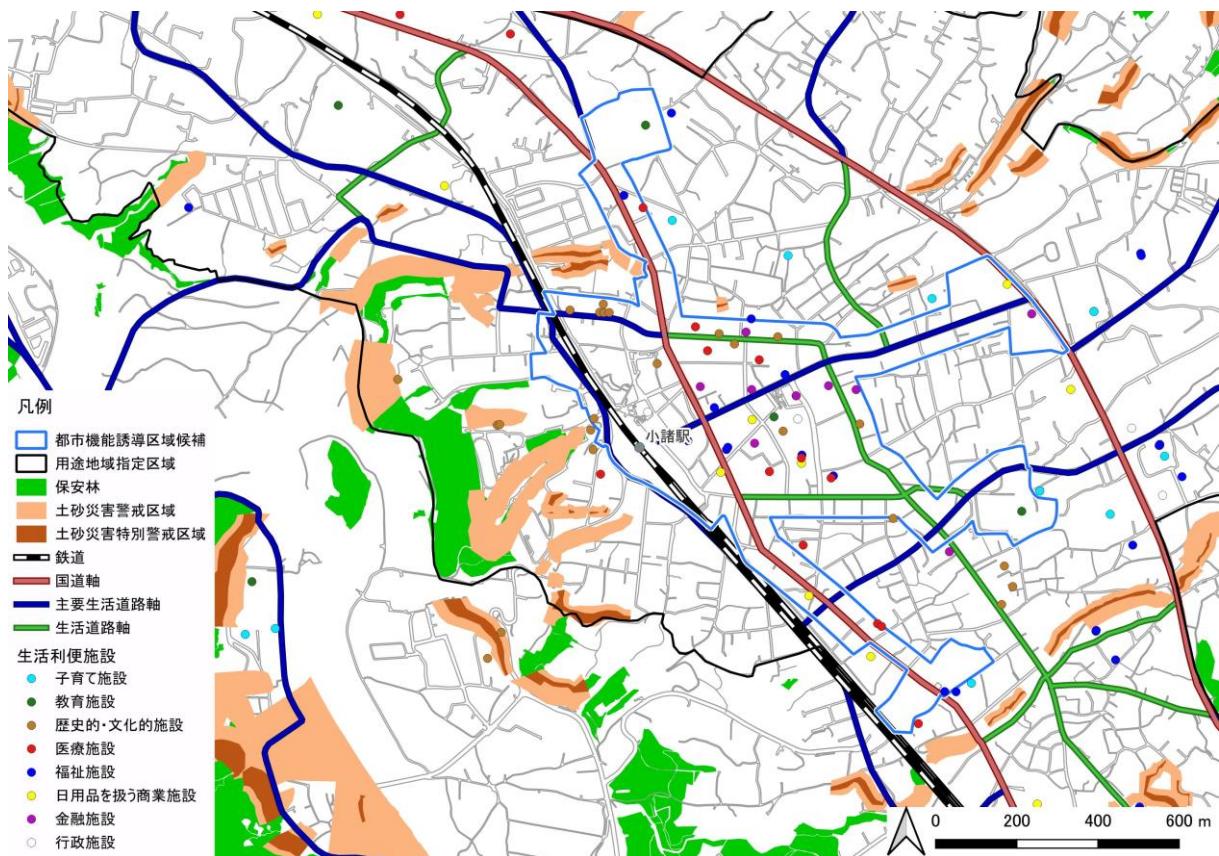


図4-3 都市機能誘導区域候補（建築行為の規制、安全性を考慮すべき地域）

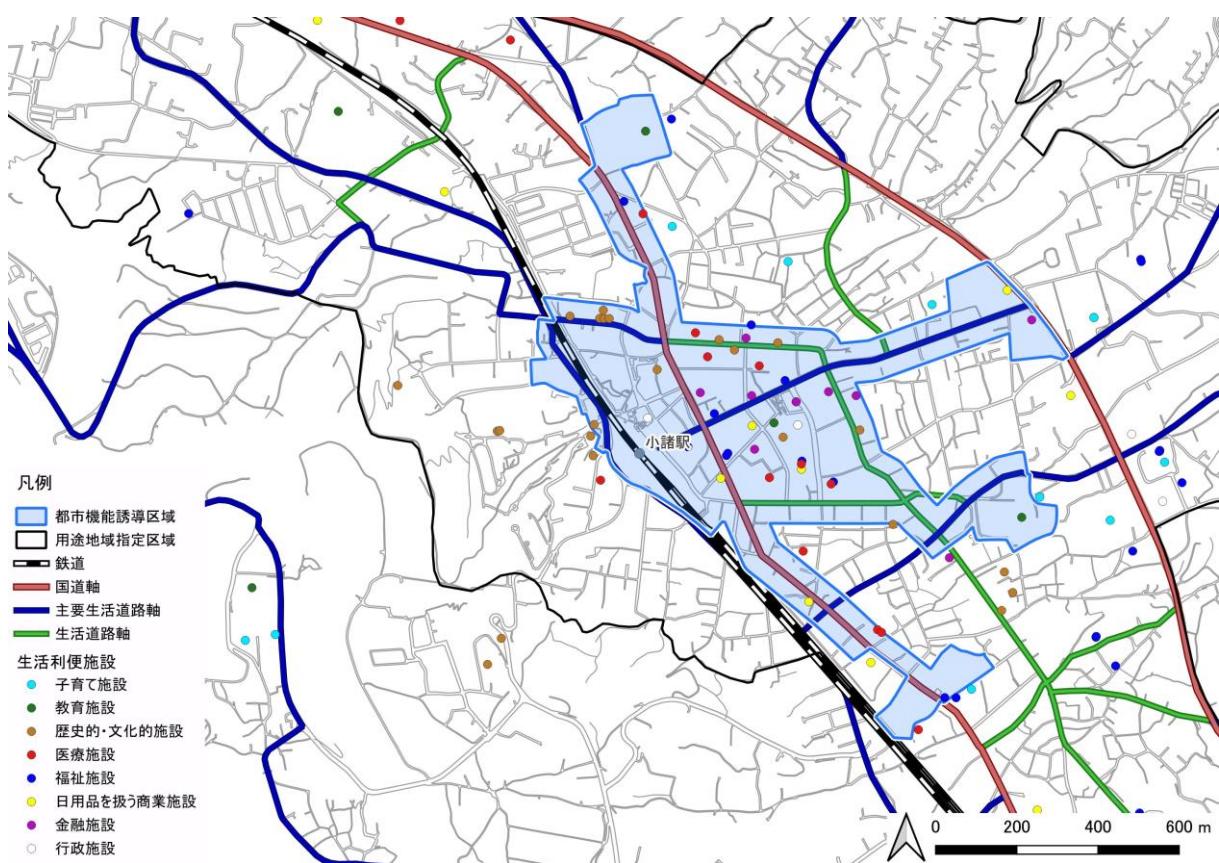


図4-4 中心拠点の都市機能誘導区域

### 第3項 地域拠点における設定方針

地域拠点における都市機能の誘導にあたっては、中学校区を生活圏の単位として、統合校や地域交流センター等を中心とした子育て・教育、防災、地域交流等の都市機能を集約し、地域住民の身近に必要なサービスを享受できる生活拠点であり、地域コミュニティの中心となる拠点を形成していくこととします。そのため、誘導区域については、以下の条件を満たす範囲とします。

#### ①生活圏の中心となる拠点施設に近接し、多様な移動手段を選択できる範囲

子育て・教育等の生活圏の暮らしに関わる都市機能を核として、徒歩やデマンド交通等により拠点施設への移動が容易にできる範囲とします。

#### ②生活利便施設等の立地に適した土地利用が可能な範囲

生活圏の中心となる拠点施設を含む一団の区域を形成することが可能であり、将来的な都市機能の集積の余地がある範囲とします。

#### ③災害リスク等に配慮した効率的な土地利用ができる範囲

都市機能を誘導できる敷地の規模や災害リスクを考慮した範囲とします。

### 第4項 地域拠点における具体的な範囲

地域拠点における都市機能誘導区域の具体的な範囲を設定します。

なお、設定にあたっては、地形地物などの長期にわたって存在し得る位置を区域界とすることとします。

表4-3 都市機能誘導区域（地域拠点）の具体的な範囲

設定方針	具体的な範囲
生活圏の中心となる拠点施設に近接し、多様な移動手段を選択できる範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな交通拠点として位置づける地域拠点の核となる施設を中心に、半径 500m<sup>※4</sup>以内の徒歩圏内とすること</li> </ul>
生活利便施設等の立地に適した土地利用が可能な範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域拠点の核となる施設を含めた一団の区域を形成できる範囲で、防災・地域交流の地域コミュニティの維持・再生に資する機能のほか、医療、商業等の身近な生活利便施設の集積を図ることができる範囲であること</li> </ul>
災害リスク等に配慮した効率的な土地利用ができる範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の敷地面積が確保できる既存の都市施設用地及び低未利用地を含む範囲であること</li> <li>建築行為が規制対象となる地域（保安林、土砂災害特別警戒区域）及び安全性を考慮すべき地域（土砂災害警戒区域）を除いた範囲であること</li> <li>なお、都市機能誘導区域から除外した土砂災害警戒区域等において、対策工事により当該区域の安全性が確保された場合、都市機能誘導区域に含められるものとする</li> </ul>

表4-4 都市機能誘導区域（地域拠点）の面積

都市機能誘導区域の面積	12.6 ha (用途地域 682ha の約 1.8 %)
-------------	-------------------------------

※4：平成26年国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」で、高齢者徒歩圏として採用している“高齢者の一般的な徒歩圏である半径 500m”に準拠して、「半径 500m」とします。



図4-5 都市機能誘導区域候補（芦原新校周辺の土地の利用状況）

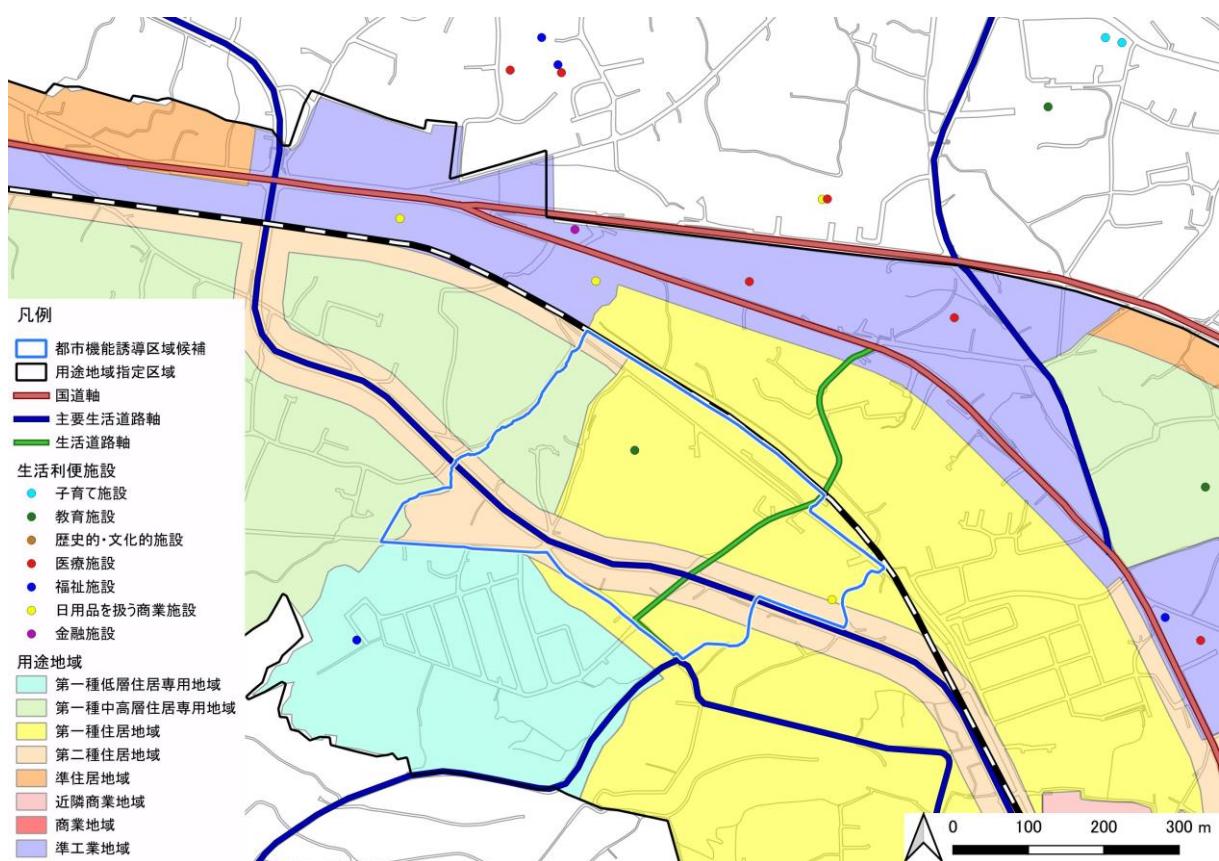


図4-6 都市機能誘導区域候補（用途地域）

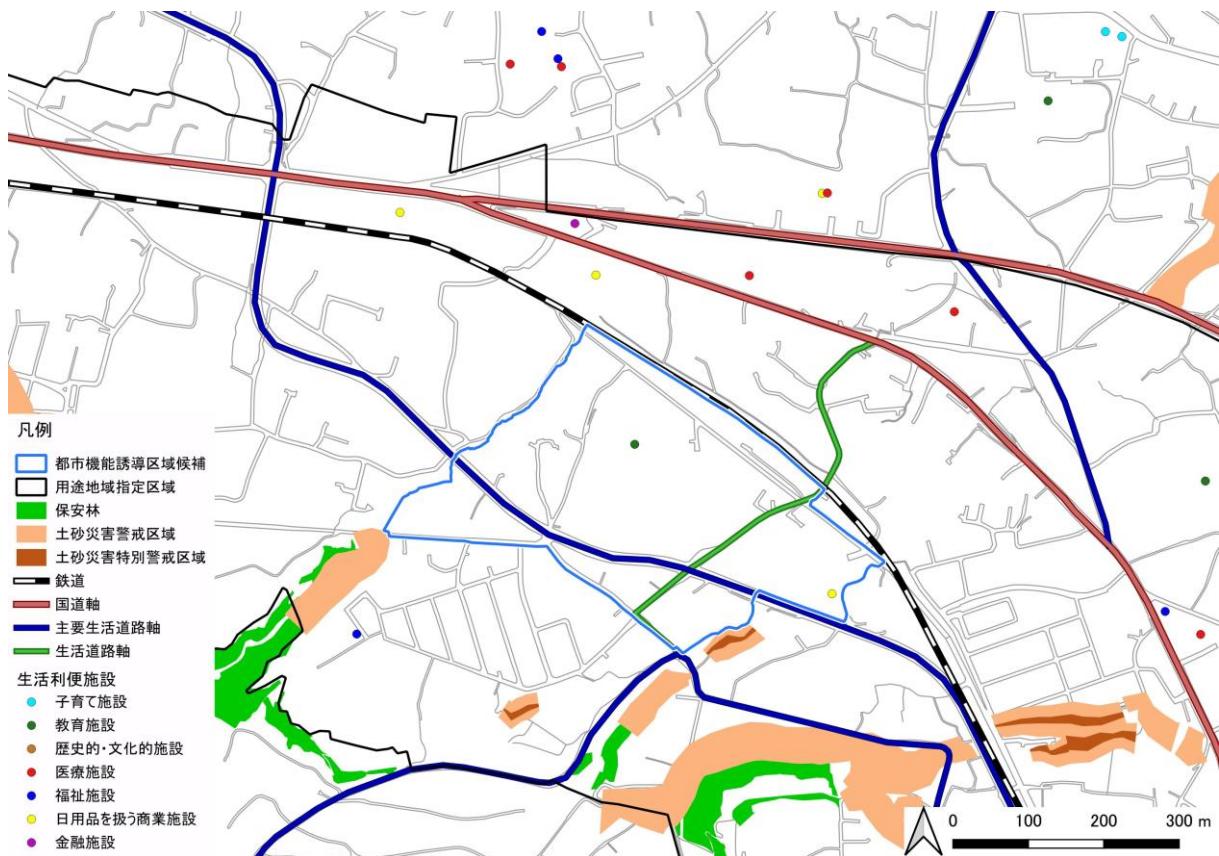


図4-7 都市機能誘導区域候補（建築行為の規制、安全性を考慮すべき地域）

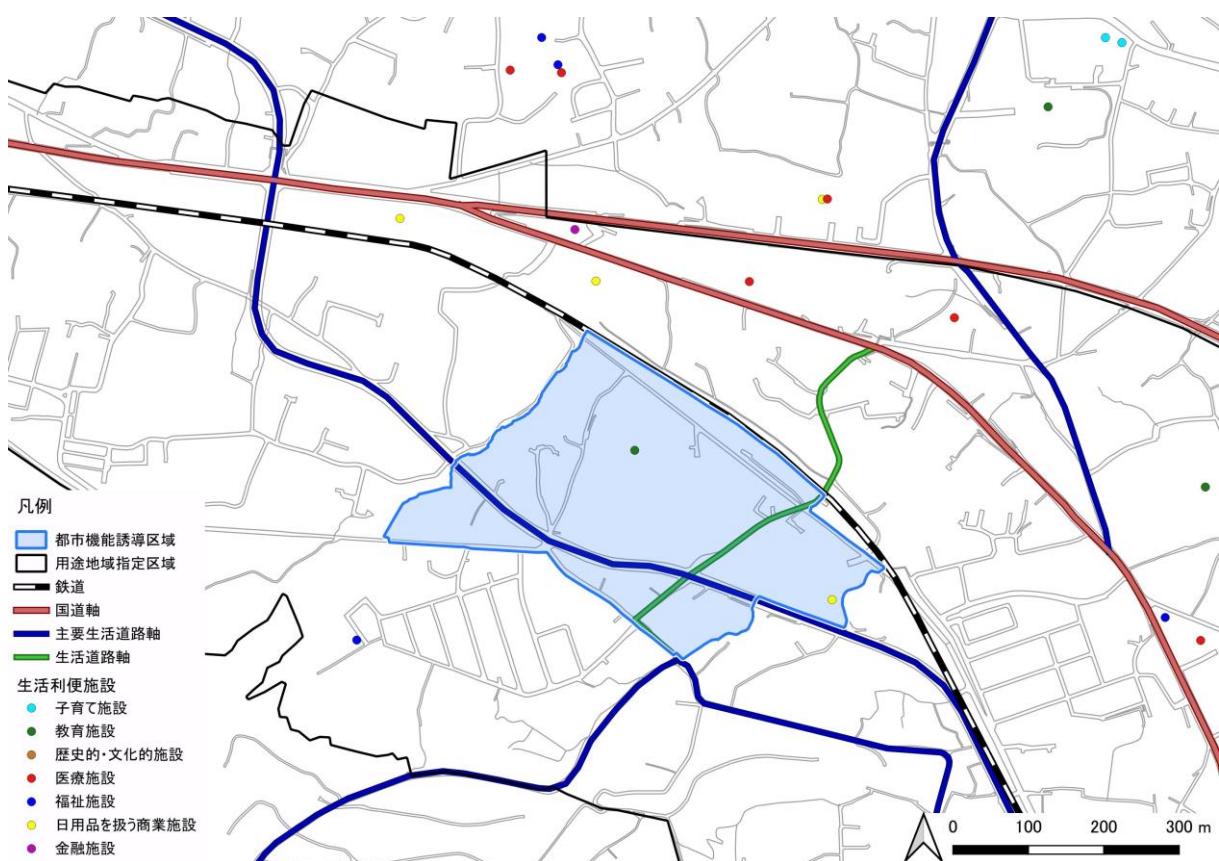


図4-8 都市機能誘導区域

## 第5項 誘導施設の設定

誘導施設は、都市再生特別措置法第81条で「医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」と規定されています。誘導施設は、本計画における基本的な方針を踏まえ、中心拠点及び地域拠点に立地することで将来にわたる暮らしやすさを支える施設として、規模・種類・役割等の施設条件が定まった施設を対象としています。

本計画における誘導施設には、医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、商業施設及び宿泊施設を設定し、そのほかの施設について、規模・種類等の施設条件と役割を検討した上で設定することとします。

表 4-5 誘導施設

誘導施設	施設の役割
1 医療施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院については、二次救急医療を担う中核的な施設とし、地域における救急医療の拠点として24時間365日の受入体制を維持し、診療所等ほかの医療機関からの紹介を受けて診断や入院等の専門医療を提供する、様々な診療科を有する総合的な診療体制を構築するもの。</li> <li>診療所については、地域住民が日常的に診療を受けることができる施設。</li> </ul>
2 社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人福祉センター、保育所ほか福祉関係法令で定める施設で、通所を主目的とする施設。</li> <li>公共交通の利便性が特に高い小諸駅周辺地域で立地することにより、施設の利便性が更に高まり、賑わいの創出を図るとともに、「健康のまちづくり」へも寄与します。</li> </ul>
3 教育文化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育施設及び文化施設で、公共施設総合管理計画等の関連計画で都市機能誘導区域に整備することが位置付けられた施設。</li> <li>「笑顔のまちづくり」に寄与します。</li> <li>特に図書館は、医療機関と連携し、健康づくりに係る有効なポピュレーションアプローチ（企画展示、講演会）や健康や医療に関する情報を紹介し、“本、人、好奇心との出会いとそれらを通じてさまざまなつながりや交流を生み出す場”や“学習活動、市民活動、余暇活動などさまざまな活動に場所と情報で応える”場として、高齢者の外出や市民コミュニティの活性化を促します。</li> </ul>
4 商業施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>日用品・生鮮食料品等の日常生活に必要な商品を扱う施設（スーパー・マーケット等）。</li> <li>賑わいの創出を図るとともに、公共交通ネットワークによる歩いて暮らせる日常生活圏の形成に寄与します。</li> </ul>
5 宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光振興及び交流人口の増加に寄与し、市内の文化・交流サービスの活動拠点となる宿泊施設。</li> <li>災害時における避難所として活用可能な宿泊施設。</li> </ul>

表 4-6 誘導施設の定義

誘導施設		定義
医療施設	病院 (中心拠点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療法第1条の5第1項による病院（ただし、二次救急医療を担う中核的な病院に限る）</li> </ul>
	診療所 (中心拠点・地域拠点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療法第1条の5第2項による診療所で、診療科区分の内科または外科を有するもの</li> </ul>
社会福祉施設 (中心拠点・地域拠点)		<ul style="list-style-type: none"> <li>老人福祉法第5条の3による老人福祉センター、デイサービスセンター等</li> <li>児童福祉法第7条第1項、同法第39条による保育所</li> <li>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律法第2条第6項による認定こども園</li> <li>児童福祉法第6条の3第6項、同条第7項、同条9項、同条第10項、同条第12項、同条第13項による子育て支援施設</li> </ul>
教育文化施設 (中心拠点・地域拠点)		<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館法第2条第1項による図書館</li> <li>学校教育法第1条、同法第134条による教育施設</li> <li>博物館法第2条、同法第29条による博物館・美術館</li> </ul>
商業施設	大規模小売店舗 (中心拠点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模小売店舗立地法第2条による店舗面積が1,500m<sup>2</sup>以上を超す商業施設で、日用品・生鮮食料品等を扱うスーパーマーケット等</li> </ul>
	小売店舗 (中心拠点・地域拠点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗面積150m<sup>2</sup>以上の小売店舗で日用品・食品・生活サービスを取り扱う施設（コンビニエンスストア等）</li> </ul>
宿泊施設 (中心拠点)		<ul style="list-style-type: none"> <li>旅館業法第2条による営業のうち、旅館営業またはホテル営業を行う施設<sup>*5</sup>で、特定多数の人が集会等のために使用することができる施設を有し、地方公共団体や民間団体等と「災害時応援協定」を締結し、災害時に的確かつ速やかに対応できる体制が構築されている施設</li> </ul>

\*5：旅館業法に定める下宿営業、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める施設を除きます。

## 第6項 誘導施策

中心拠点及び地域拠点における都市機能の誘導を推進するため、次の施策を講じます。

- 誘導施設の整備及び民間事業者による誘導施設整備に対する支援について、国の支援など財源の確保を図りながら進めます。
- 誘導施設に対する税制上の特例措置や民間都市開発促進機構による金融上の支援措置を踏まえた誘導施策の促進や市独自の立地支援制度の検討及び活用を進めます。
- 「小諸市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改定）」との整合を図り、施設の誘導区域内への移転、区域内での再整備、統廃合などの誘導を進めます。
- 「小諸市地域公共交通計画（令和8年2月策定予定）」との整合を図り、公共交通軸を踏まえた施設の誘導を進めます。
- 国の支援などを活用し、次世代の公共交通システムの形成に資する社会実験を行い、利便性の高い都市機能間の移動手段などの研究を進めます。
- デマンド交通の乗降場所の適正配置や生活道路とのアクセス向上により、地域内の多様な移動手段を確保します。
- 施設の建設・運営にあたって、民間事業者等の力を積極的に活用するとともに、公共交通の利便性確保により、都市機能の維持及び継続的なサービス提供に努めます。
- 国の支援などの財源の確保を図りながら、子育て・教育施設や交流施設の集約化や公共交通ネットワークの強化を図ります。
- 公民連携による公的空間の継続的利活用に向けた体制・仕組みづくりの推進等、地域に根差した拠点づくりを推進します。
- 都市機能集約とエネルギー・マネジメントの実施によるエネルギー利用の高度化と電力価格の安定化を進めます。

## 第7項 届出制度

都市機能誘導区域内で維持もしくは誘導することとなった誘導施設について、都市再生特別措置法及び都市計画運用指針に基づき、都市機能誘導区域外で建設する場合及び都市機能誘導区域内で休廃止しようとする場合に、届出が必要となります。

### 1) 届出制度の趣旨

誘導施設の適正配置のため、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備情報の把握及び都市機能誘導区域内の既存誘導施設の有効活用による機能維持を目的とした制度であり、規制を行うものではありません。

### 2) 届出の対象となる区域

誘導施設の整備：都市機能誘導区域外 ただし、都市計画区域内に限ります。

誘導施設の休廃止：都市機能誘導区域内

### 3) 届出の対象となる施設

第2項において、都市機能誘導区域内に維持もしくは誘導することとした誘導施設が対象施設となります。

### 4) 届出の対象となる行為

#### 【開発行為】

- 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

#### 【開発行為以外】

- 誘導施設を有する建築物の新築
- 誘導施設を有する建築物への改築
- 誘導施設を有する建築物とみなす用途変更
- 誘導施設を有する建築物の休廃止

### 5) 届出の時期

- 前号の行為を開始する30日前までに行うこととなります。

### 第3節 居住誘導区域

#### 第1項 居住誘導区域の設定方針

居住誘導区域では、交通ネットワークにおいて多様な交通手段（公共交通、自転車、徒歩等）を選択でき、中心拠点周辺では都市機能の集積による利便性の高さや様々な交流・活動による賑わい等が享受できる環境、地域拠点周辺では身近で暮らしやすい日常生活圏を形成していくこととします。

そのため、誘導区域については、居住に適した用途地域であり、都市機能誘導区域へ容易に多様な交通手段（公共交通、自転車、徒歩等）によって移動でき、効率的な土地利用を行うことのできる範囲とし、居住誘導を進めていくこととします。

表4-7 居住誘導区域の設定方針

設定方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住に適した用途地域</li> <li>・ 都市機能誘導区域へ容易に多様な交通手段（公共交通、自転車、徒歩等）によって移動できる範囲</li> <li>・ 効率的な土地利用を行うことのできる範囲</li> </ul>

#### 第2項 中心拠点における具体的な範囲

都市機能の集積による利便性の高さや様々な交流・活動による賑わい等が享受できる環境を形成するため、「居住誘導区域の設定方針」に基づいた中心拠点における居住誘導区域の具体的な範囲を設定します。なお、設定にあたっては、地形地物などの長期にわたって存在し得る位置を区域界とすることとします。

表4-8 居住誘導区域（中心拠点）の設定範囲

設定方針	具体的な範囲
居住に適した用途地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工業系を除く用途地域内の範囲であること</li> </ul>
都市機能誘導区域へ容易に多様な交通手段（公共交通、自転車、徒歩等）によって移動できる範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な公共交通である鉄道において、都市機能誘導区域内にあり交通ネットワークの結節点である小諸駅と、小諸駅へ容易にアクセスできる鉄道駅である東小諸駅（用途地域内にある小諸駅の直近の鉄道駅）から概ね1km<sup>※6</sup>の徒歩圏内であること</li> <li>・ 行政機能や医療機能等の都市機能が集約されている市役所周辺から概ね1kmの徒歩圏内であること</li> </ul>
効率的な土地利用を行うことのできる範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築行為が規制対象となる地域（保安林、土砂災害特別警戒区域）及び安全性を考慮すべき地域（土砂災害警戒区域）を除いた区域</li> <li>・ 土地の形状（傾斜等）により土地利用が進んでいない地域を除いた区域（一定規模以上の公共施設を含む）</li> <li>・ なお、居住誘導区域から除外した土砂災害警戒区域等において、対策工事により当該区域の安全性が確保された場合、居住誘導区域に含められるものとする</li> </ul>

※6：平成26年国土技術政策総合研究所「アクセシビリティ指標活用の手引き」で、徒歩の限界距離として“鉄道駅から徒歩20分（直線距離で1km）”に準拠して、「概ね1km」とします。

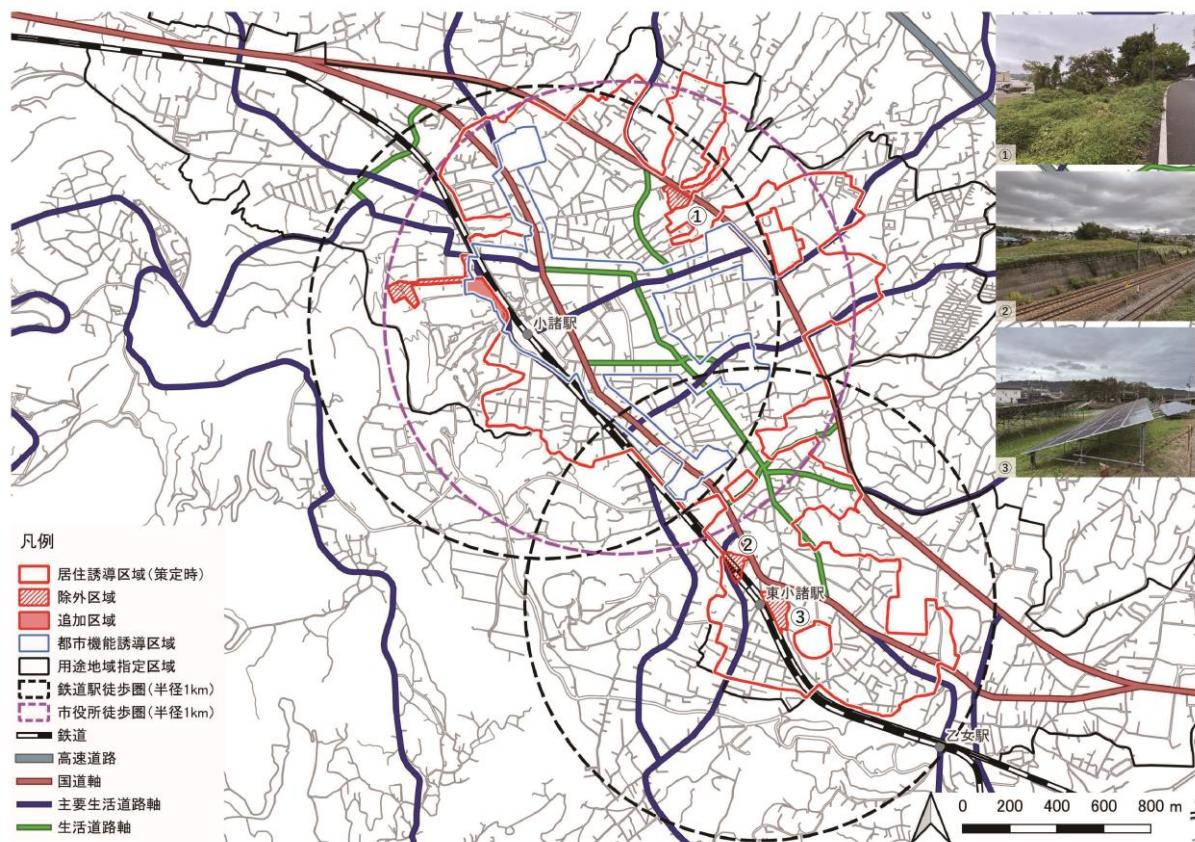


図4-9 小諸駅、東小諸駅、小諸市役所周辺の居住誘導区域候補（現行計画の見直し・土地利用が進んでいない地域の除外等）

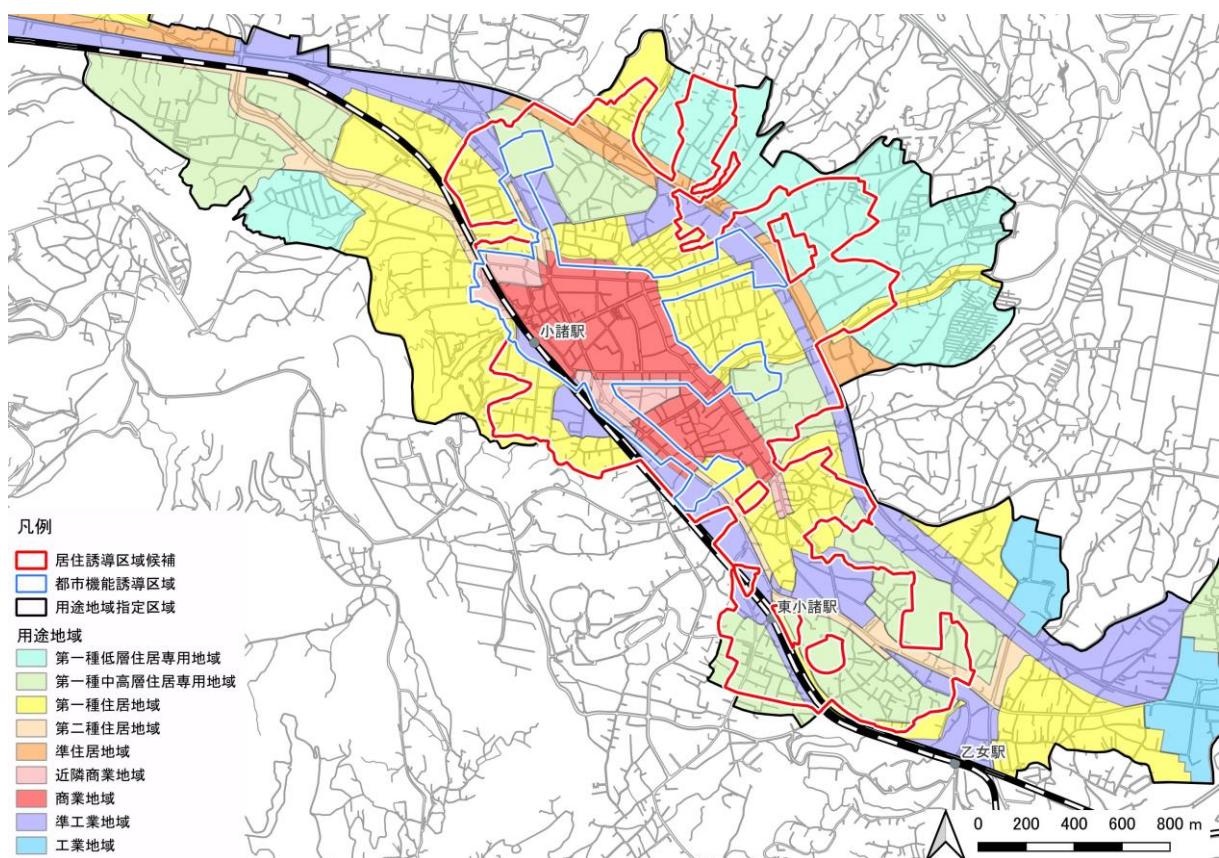


図4-10 小諸駅、東小諸駅、小諸市役所周辺の居住誘導区域候補（用途地域）

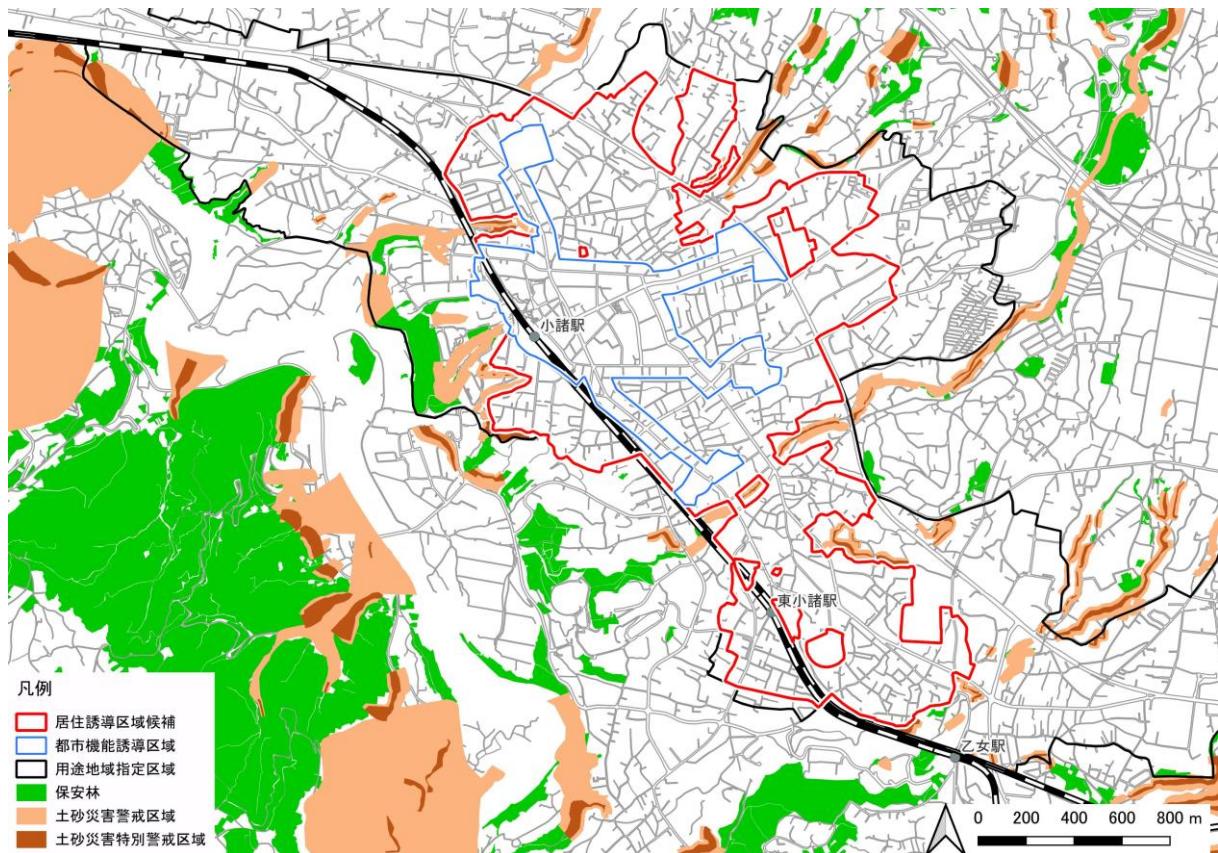


図4-1-1 小諸駅、東小諸駅、小諸市役所周辺の居住誘導区域候補（建築行為の規制、安全性を考慮すべき地域）

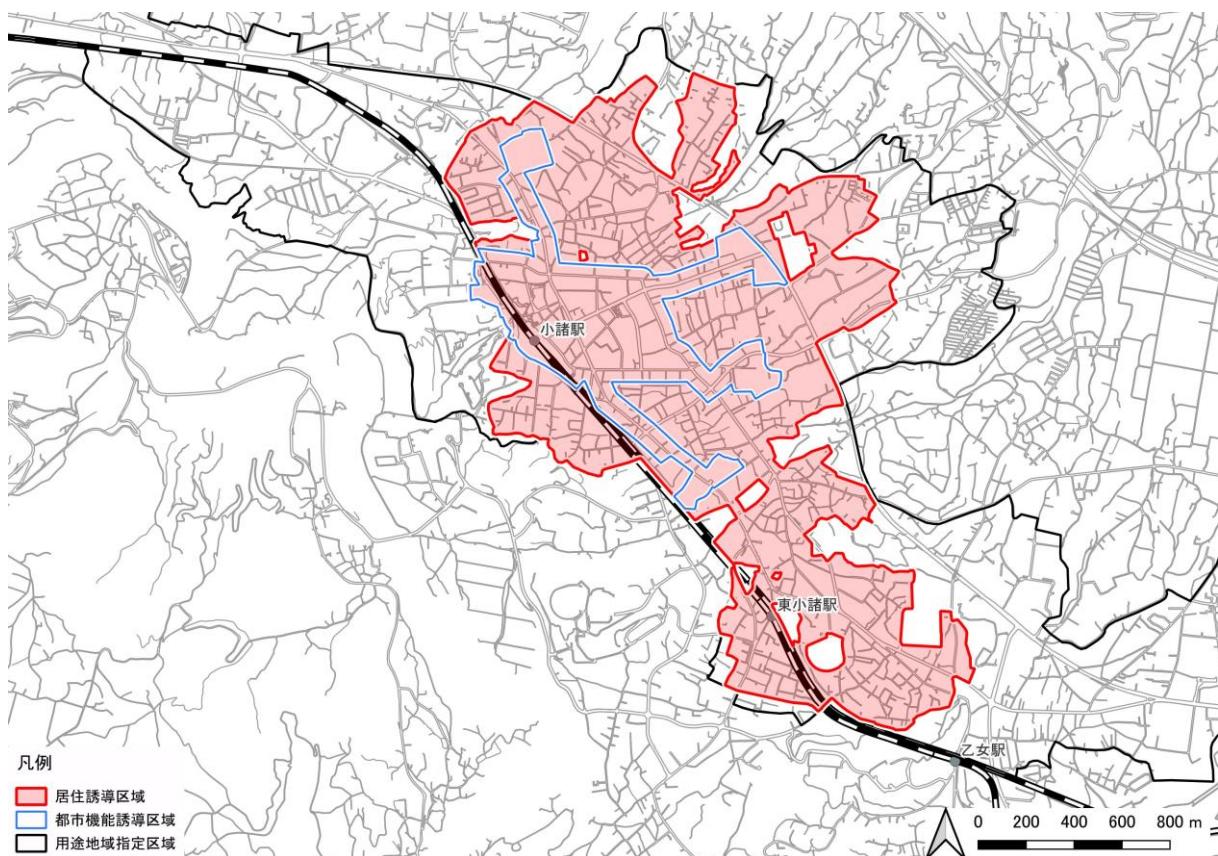


図4-1-2 小諸駅、東小諸駅、小諸市役所周辺の居住誘導区域

### 第3項 地域拠点における具体的な範囲

身近で暮らしやすい日常生活圏を形成するための、「居住誘導区域の設定方針」に基づいた地域拠点における居住誘導区域の具体的な範囲を設定します。なお、設定にあたっては、地形地物などの長期にわたって存在し得る位置を区域界とすることとします。

表4-9 居住誘導区域（地域拠点）の設定範囲

設定方針	具体的な範囲
居住に適した用途地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業系を除く用途地域内の範囲であること</li> </ul>
都市機能誘導区域へ容易に多様な交通手段（公共交通、自転車、徒歩等）によって移動できる範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育・子育て機能や交流機能の集約を図る地域拠点の核となる施設から概ね500m<sup>※7</sup>の徒歩圏以内であること</li> </ul>
効率的な土地利用を行うことのできる範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築行為が規制対象となる地域（保安林、土砂災害特別警戒区域）及び安全性を考慮すべき地域（土砂災害警戒区域）を除いた区域</li> <li>土地の形状（傾斜等）により土地利用が進んでいない地域を除いた区域</li> <li>なお、居住誘導区域から除外した土砂災害警戒区域等において、対策工事により当該区域の安全性が確保された場合、居住誘導区域に含められるものとする</li> </ul>

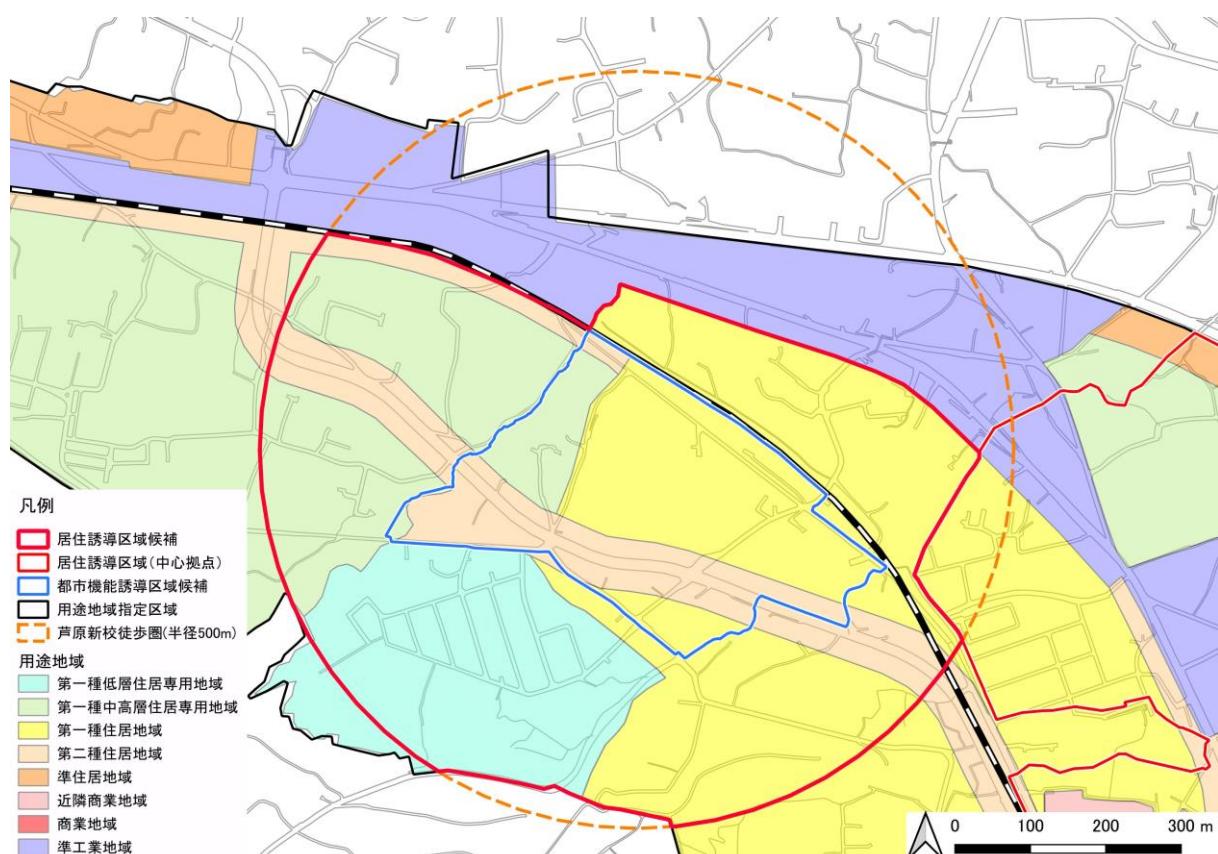


図4-13 芦原新校周辺の居住誘導区域候補（徒歩圏、用途地域）

※7：平成26年国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」で、高齢者徒歩圏として採用している“高齢者の一般的な徒歩圏である半径500m”に準拠して、「概ね500m」とします。



図4-1-4 芦原新校周辺の居住誘導区域候補（土地利用が進んでいない地域の除外）

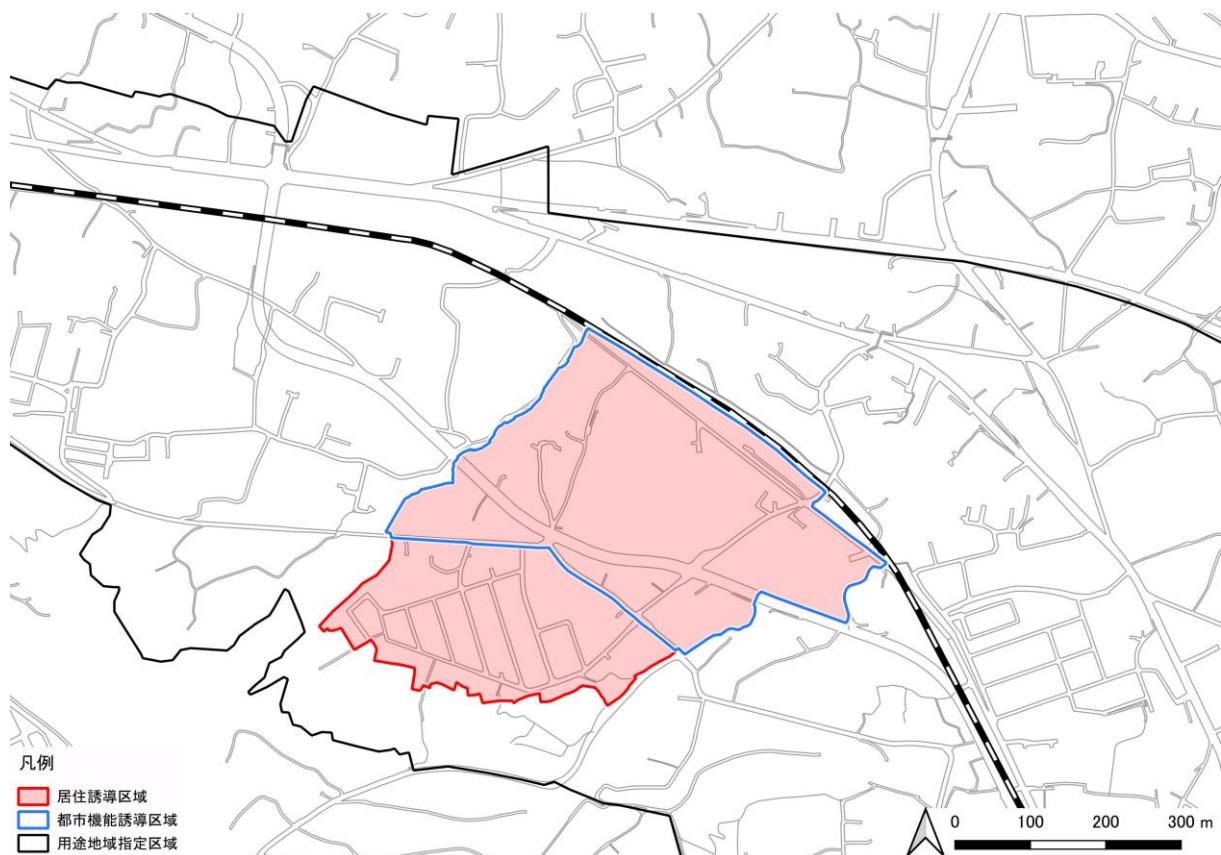


図4-1-5 芦原新校周辺の居住誘導区域

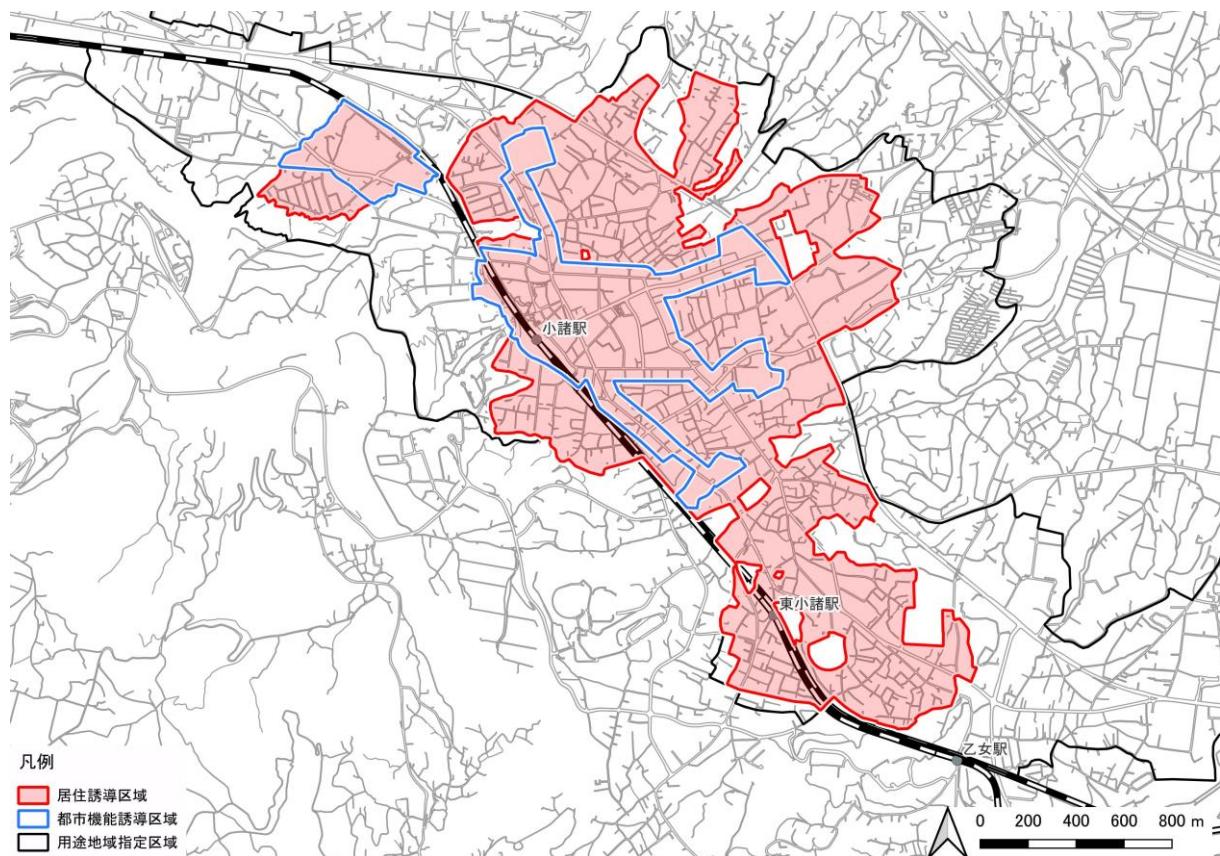


図4-16 居住誘導区域

## 第4項 誘導施策

居住誘導区域への居住誘導を推進するため、次の施策を講じます。

- 都市機能の誘導、集約による中心拠点の高次都市機能の強化や地域拠点の子育て・教育施設や地域交流施設との連携により、居住誘導区域内の利便性の更なる向上を図り、より住みやすい居住環境を整備していきます。
- 省エネルギー化や環境性能の向上にも配慮しつつ、既存住宅等のリノベーションを含め、民間事業者等による多様な住宅開発の支援をすることで、低未利用地の利活用を促し、良好な居住環境の形成を推進します。
- 居住環境に影響を及ぼす特定空き家の対策を推進しつつ、空き家・空き店舗に対する税制上の特例処置や国からの財政的な支援措置を踏まえた利活用により、特に若者・子育て世代等の居住を促進します。
- 小諸駅周辺地域に位置する文化財の保存・活用や統合校への機能集約等による良好な学習・教育環境の整備を進めます。
- 国の支援等を活用し、公共交通の継続的な運行に向けた効果的・効率的な体制・仕組みづくりを検討します。また、デマンド交通やスクールバスとの連携により、多様な移動手段を確保します。
- 防災マップなどを利活用しながら防災知識の普及を図り、避難体制の構築や居住に危険性がある区域を把握することで、安全な居住環境の確保を推進します。

## 第5項 届出制度

都市再生特別措置法に基づき、居住誘導区域外で以下に示す一定規模以上の開発行為または建築等行為を行おうとする場合に、届出が必要となります。

### 1) 届出制度の趣旨

居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するための制度であり、規制を行うものではありません。

### 2) 届出の対象となる区域

居住誘導区域外が対象区域となります。ただし、都市計画区域内に限ります。

### 3) 届出の対象となる行為

#### 【開発行為】

- 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が $1,000\text{ m}^2$ 以上のもの

#### 【開発行為以外】

- 3戸以上の住宅の新築
- 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

※都市再生特別措置法第88条第1項及び都市再生特別措置法施行令第27条、第28条に掲げる行為については、届出不要です。

### 4) 届出の時期

前号の行為を開始する30日前までに行うこととなります。

## 第4節 低未利用土地等の活用

### 第1項 低未利用土地の有効活用と適正管理のための指針等

#### 1) 低未利用土地利用等指針

空き地・空き家等の低未利用土地が時間的・空間的にランダムに発生する都市のスポンジ化問題に対応するため、低未利用土地に対しては、適切な管理を促すだけではなく、有効利用を促すことが必要です。

そこで、市では以下のとおり低未利用地に関する利用指針及び管理指針を設定することとします。

表4-9 低未利用土地利用等指針

区分	対象	内容
利用指針	都市機能誘導区域内	オープンカフェや広場など、商業施設、医療施設等の生活利便施設を利用する者の利便を高める施設としての利用を推奨すること
	居住誘導区域内	リノベーションによる既存住宅の再生及び良好な居住環境整備のための敷地統合等による利用を推奨すること
管理指針	空き家	定期的な空気の入れ替え等の適切な清掃や破損部分の修繕等を行い、倒壊等の保安上危険となるおそれがある状態とならないよう適切な管理を行うこと
	空き地等	雑草の繁茂及び害虫の発生を予防するための定期的な除草や、不法投棄等を予防するための適切な措置を講じ、適切な管理を行うこと

#### 2) 低未利用土地権利設定等促進事業

複数の土地の利用権等の交換・集約、区画再編等を通じて、低未利用土地を一体敷地とすることにより活用促進につながる場合、低未利用土地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートするため低未利用土地権利設定等推進計画を作成することができます。

この計画の策定に関して、以下のとおり低未利用土地権利設定等推進事業に関する事項を定めます。

表4-10 低未利用土地権利設定等推進事業に関する事項

低未利用土地権利設定等推進事業区域	
都市機能誘導区域	
居住誘導区域	
低未利用土地権利設定等推進事業に関する事項	
促進すべき権利設定等の種類	地上権、賃借権、所有権等
立地を誘導すべき誘導施設等	都市機能誘導区域における誘導施設、誘導施設の立地の誘導の促進に資する施設等 居住誘導区域における住宅、住宅の立地の誘導の促進に資する施設等

## 第2項 立地誘導促進施設協定制度

低未利用土地の地権者は利用動機が乏しいことから、地域コミュニティで低未利用地の公共空間としての利用を創出し、安定的に運営することが必要です。

立地誘導促進施設協定制度では、地域コミュニティやまちづくり団体が共同で整備・管理する空間・施設について、地権者同意により協定を締結することができます。

この制度に関する事項を、以下のとおり定めます。

### 1) 立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理が必要となると認められる区域

都市機能誘導区域又は居住誘導区域

### 2) 立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項

居住者等の利便を増進し、良好な市街地環境を確保するために、区域内の一団の土地の所有者及び借地権者等を有する者は、以下の施設の一体的な整備又は管理を適切に行うこととします。

種類：広場、広告塔、並木など、居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であって、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地の誘導の促進に資するもの

## 第5節 官民連携によるまちづくりの推進

これまで、まちづくりは行政が中心となって担ってきましたが、人口減少や行政の財政状況のひっ迫等の課題に加え、民間のノウハウや活力を導入することにより効率的で効果的なまちづくりが進められることから、官民連携によるまちづくりの取組が重要となっています。

そのため、市町村と連携してまちづくりに取り組む団体を支援する制度や、道路空間を活用してにぎわいのあるまちづくりを実現する制度等ができました。これにより、民間主体にとってまちづくりの取組を展開しやすくなり、行政にとっては民間主体の取組によるにぎわいの創出や公共施設等の整備・管理の負担軽減が期待されます。

そこで、市では、以下の3つを柱として官民連携によるまちづくりの取組を推進しており、令和3年には「こもろ・まちたねプロジェクト連絡会議」の設置、令和6年3月には「小諸駅周辺地域未来チャレンジビジョン」の策定を行う等、小諸駅周辺地域における官民連携によるまちづくりの取組が展開されています。

その他、商工会議所や民間事業者などが主体となった様々なまちづくり活動が進められており、市では今後も継続して、官民連携によるまちづくりの取組を推進していきます。

### ①民間まちづくり活動の支援制度を活用したまちづくりの推進

- ・市がまちづくり会社、NPO法人、一般社団法人等を都市再生推進法人として指定し、指定された都市再生推進法人が、空き地、空き家を利用した小規模の区画再編を行うことにより低未利用地の利用に向けた能動的なまちづくりの取組の推進
- ・都市再生推進法人が、都市利便推進協定や低未利用土地利用促進協定に基づく施設の維持管理と合わせて、イベント等で活用することによるまちづくりの取組の推進
- ・道路占用や河川敷占用、都市公園占用の許可特例の制度により、都市再生推進法人をはじめとする民間事業者がより簡単に公的空間をイベント等で活用できるまちづくりの取組の推進

### ②中心拠点におけるP-PFIを活用した賑わいの創出

- ・新たに創設された、民間事業者による都市公園での収益が発生する公園施設の整備とともに、その収益を活用した特定公園施設の整備等を公募により選定する手続き(P-PFI)を活用し、中心拠点の都市公園において、民間事業者による飲食店や売店等の賑わいを創出する施設の整備とともに、当該施設からの収益を活用した公園整備を行う仕組みの構築

### ③民間まちづくり活動の担い手に対する環境整備・人材育成によるまちづくりの推進

- ・市と商工会議所、専門機関、交通事業者、民間事業者など様々な主体による協議や連携を図る仕組みの構築・運営
- ・まちづくりの現場における現実の課題解決に向けた継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営

## 第5章 防災指針

### 第1節 防災指針の概要

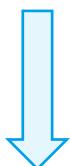
防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるものとなります。

様々な災害のうち、洪水、雨水出水等による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されていることが多いことから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難であることも想定されます。また、地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域から除外を行うことに限界もあります。このため、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められます。

このため、立地適正化計画においては、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を設定します。

#### ステップ1

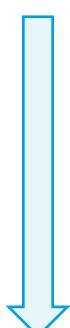
##### 災害リスク分析及び防災上の課題整理



- 「ハザード情報（洪水、土砂災害等）」と「都市の情報（人口分布、避難施設等）」を重ね合わせ、どこにどのような防災上の課題が存在するのかについて、地図上で可視化（見える化）して整理します。

#### ステップ2

##### 各課題に対応する取組方針（災害リスクの回避、低減）の検討



- ステップ1で整理した課題を踏まえて、各課題に対応する取組方針を検討します。

取組方針の視点	取組の考え方
①災害リスクの回避に向けた取組	災害時に被害が発生しないようにする（回避する）ための取組
②災害リスクの低減に向けた取組	災害時に被害を低減するための取組

#### ステップ3

##### 具体的な施策、施策の実施時期、定量的な目標値の検討

- ステップ2で定めた取組方針に基づき、災害リスクの回避、低減に向けた具体的な対策を検討します。
- また、各施策の実施時期の目標と達成すべき定量的な目標値を検討します。

## 第2節 災害リスク分析

### 第1項 災害ハザード情報の収集・整理

#### 1) 災害履歴

平成23年（2011年）から令和2年（2020年）までの過去10年間における災害の発生状況を整理しました。

水害は2回発生しており、床下浸水が4戸、浸水田畠が25.4ha、被災人口が80人などとなっています。また、土砂災害は表層崩壊など5件発生しています。

過去10年間の水害及び土砂災害は用途地域外で発生しています。

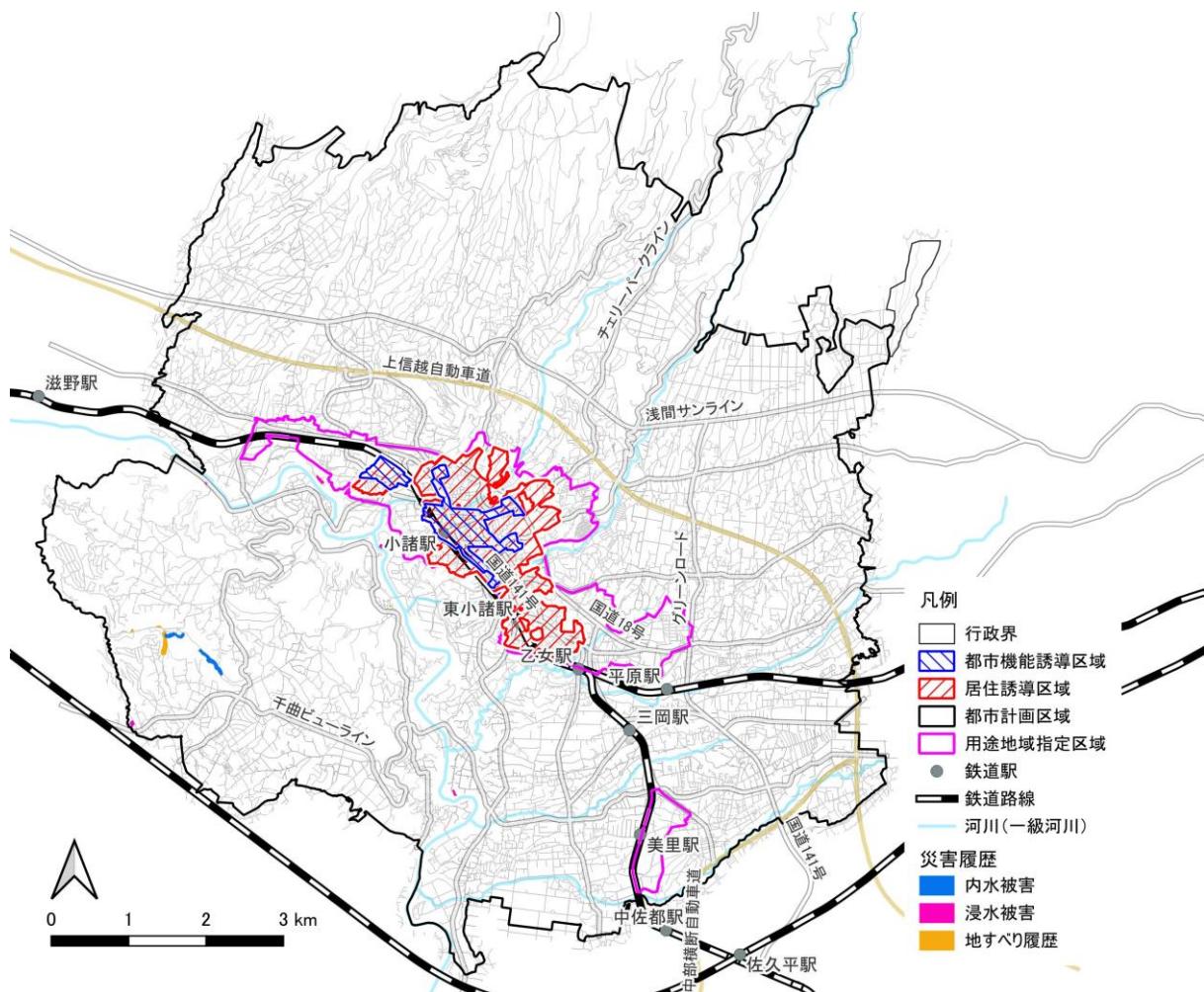


図 5-1 災害履歴（2011～2020年）【市全体】

出典：小諸市「令和3年度都市計画基礎調査」

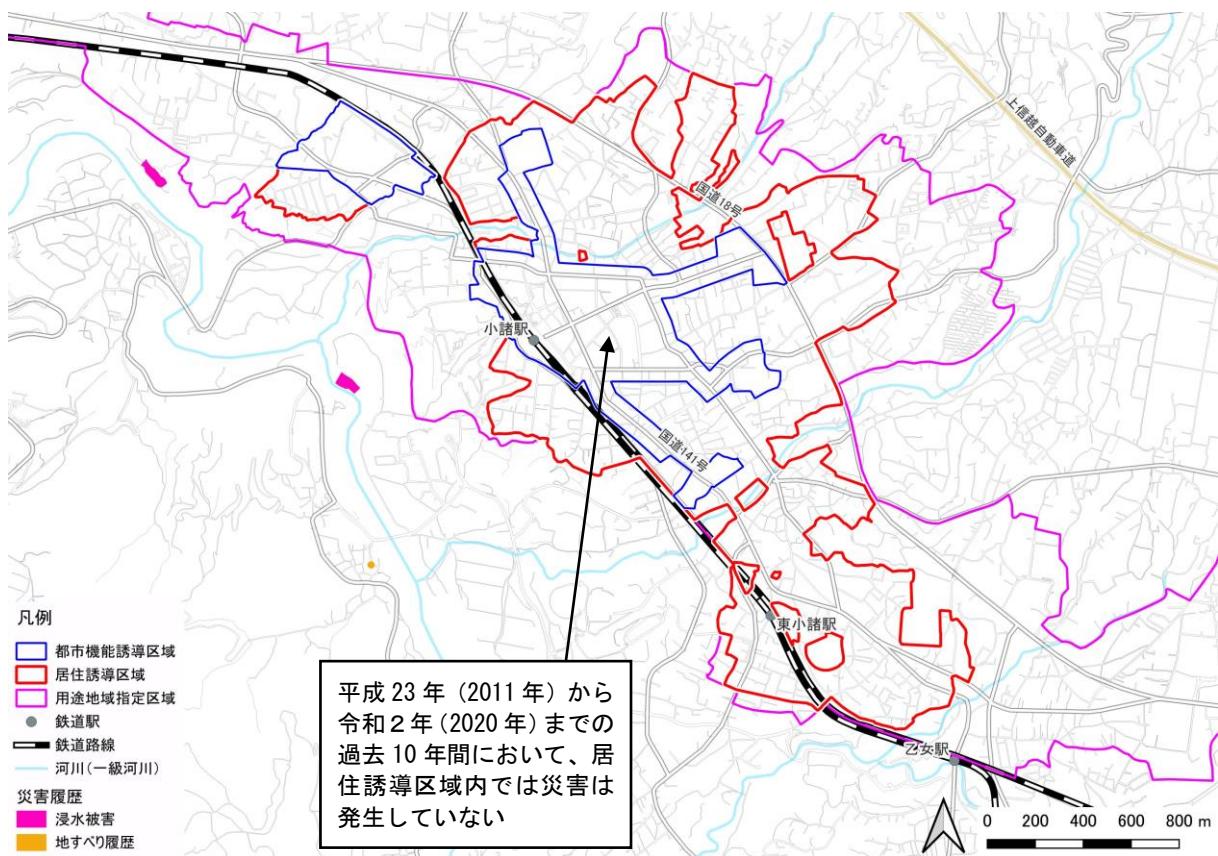


図 5-2 災害履歴(2011~2020年)【誘導区域及びその周辺】

出典：小諸市「令和3年度都市計画基礎調査」

## 2) 洪水

### (1) 浸水深（想定最大規模降雨）

洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）の状況（浸水深）を整理しました。

令和5年3月に作成し、現在、公表している洪水ハザードマップ（想定最大規模降雨）は、令和2年3月10日に長野県が公表した千曲川の「想定最大規模の浸水想定区域図」と、令和4年3月11日に長野県が公表した千曲川以外の長野県が管理する中小河川（中沢川、蛇堀川、平沢川、乙女川、皿掛川、湧玉川、繰矢川）の「想定最大規模の浸水想定区域図」を反映しています。

千曲川沿いでは浸水深3.0m以上のエリアが広く分布しており、居住誘導区域内では、浸水深3.0m未満のエリアの分布がみられます。

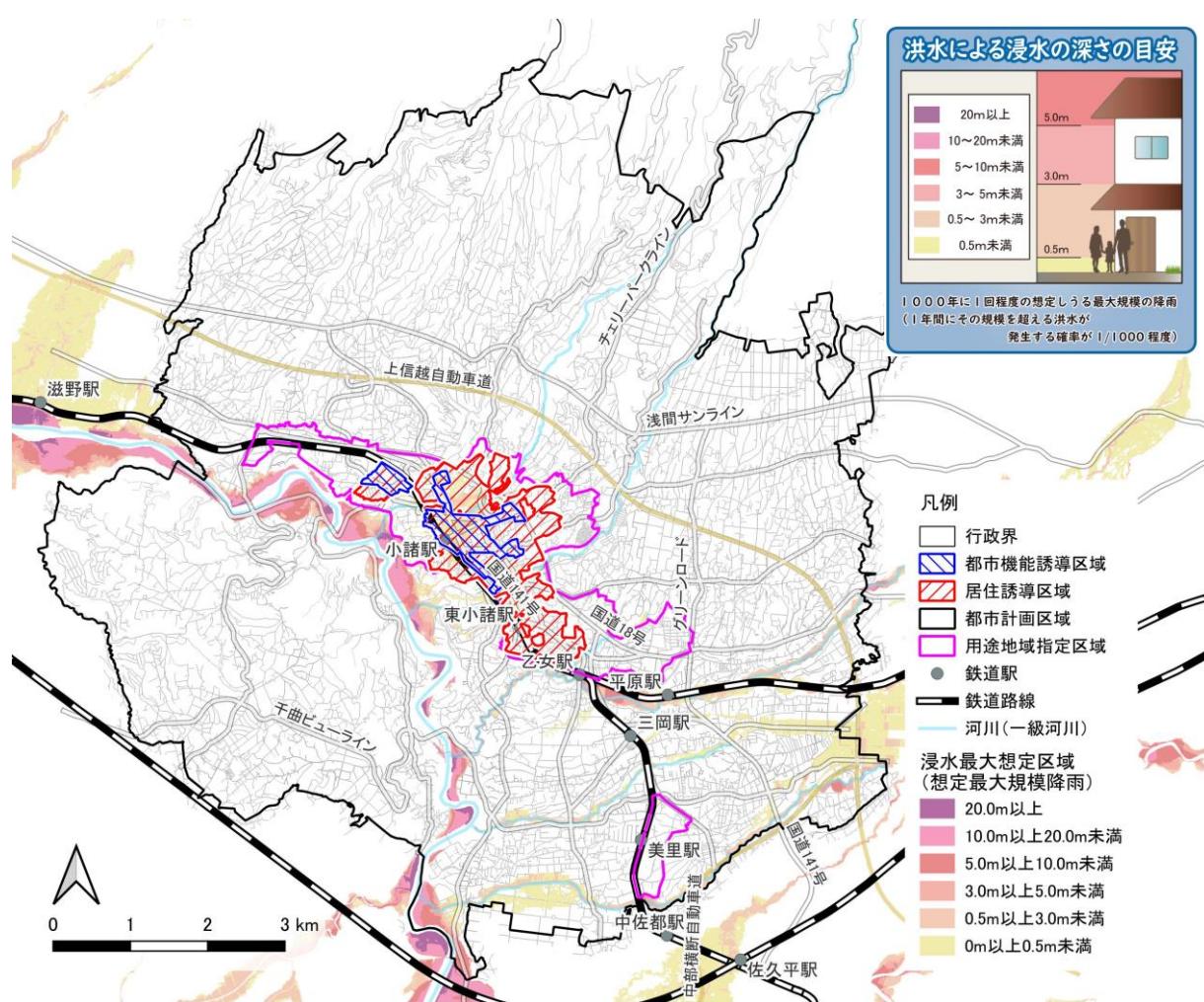


図 5-3 洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）の状況【市全体】

出典：小諸市「洪水ハザードマップ【想定最大規模降雨】」

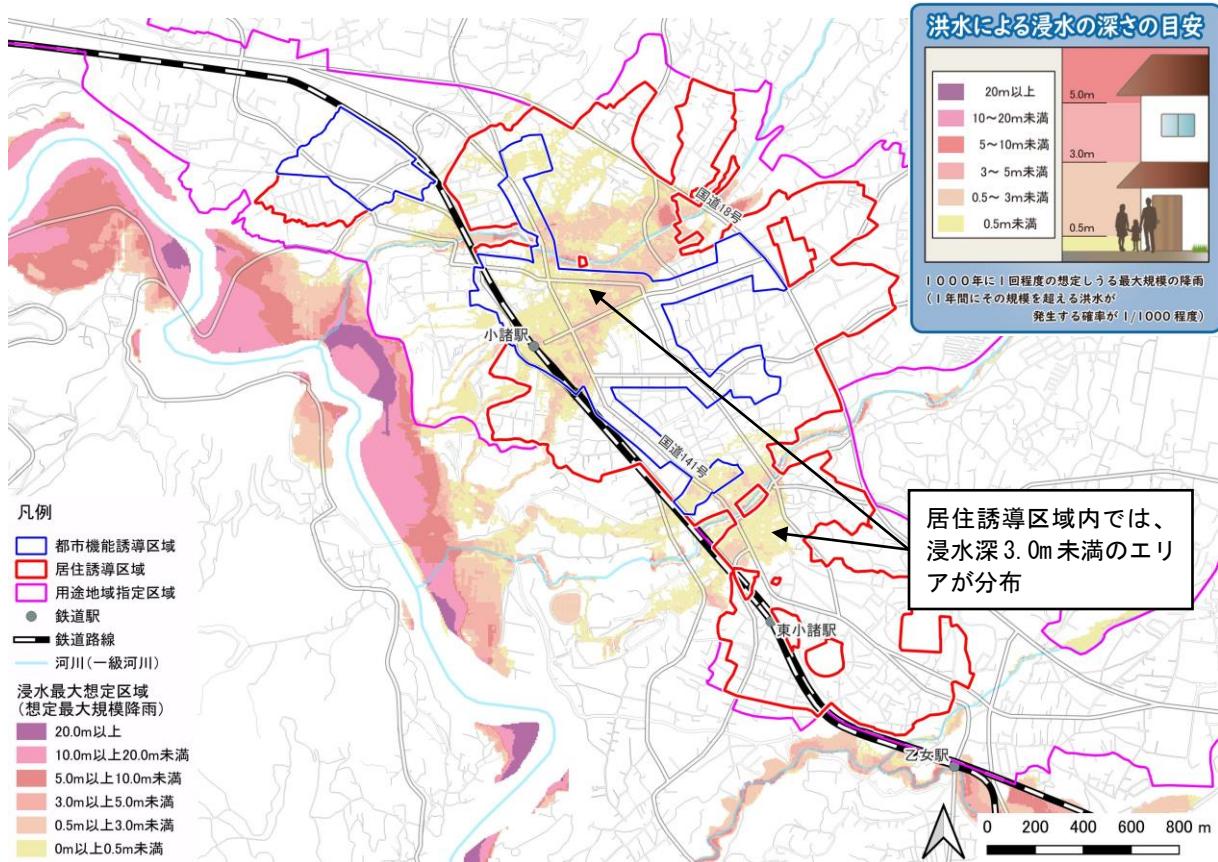


図 5-4 洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）の状況【誘導区域及びその周辺】

出典：小諸市「洪水ハザードマップ【想定最大規模降雨】」

## (2) 浸水継続時間（想定最大規模降雨）

千曲川の浸水継続時間（想定最大規模降雨）を整理しました。

千曲川沿いで浸水が想定されるエリアについては、浸水継続時間が「12時間未満」となつており、局所的に「12時間以上24時間未満（1日間）」のエリアがみられます。

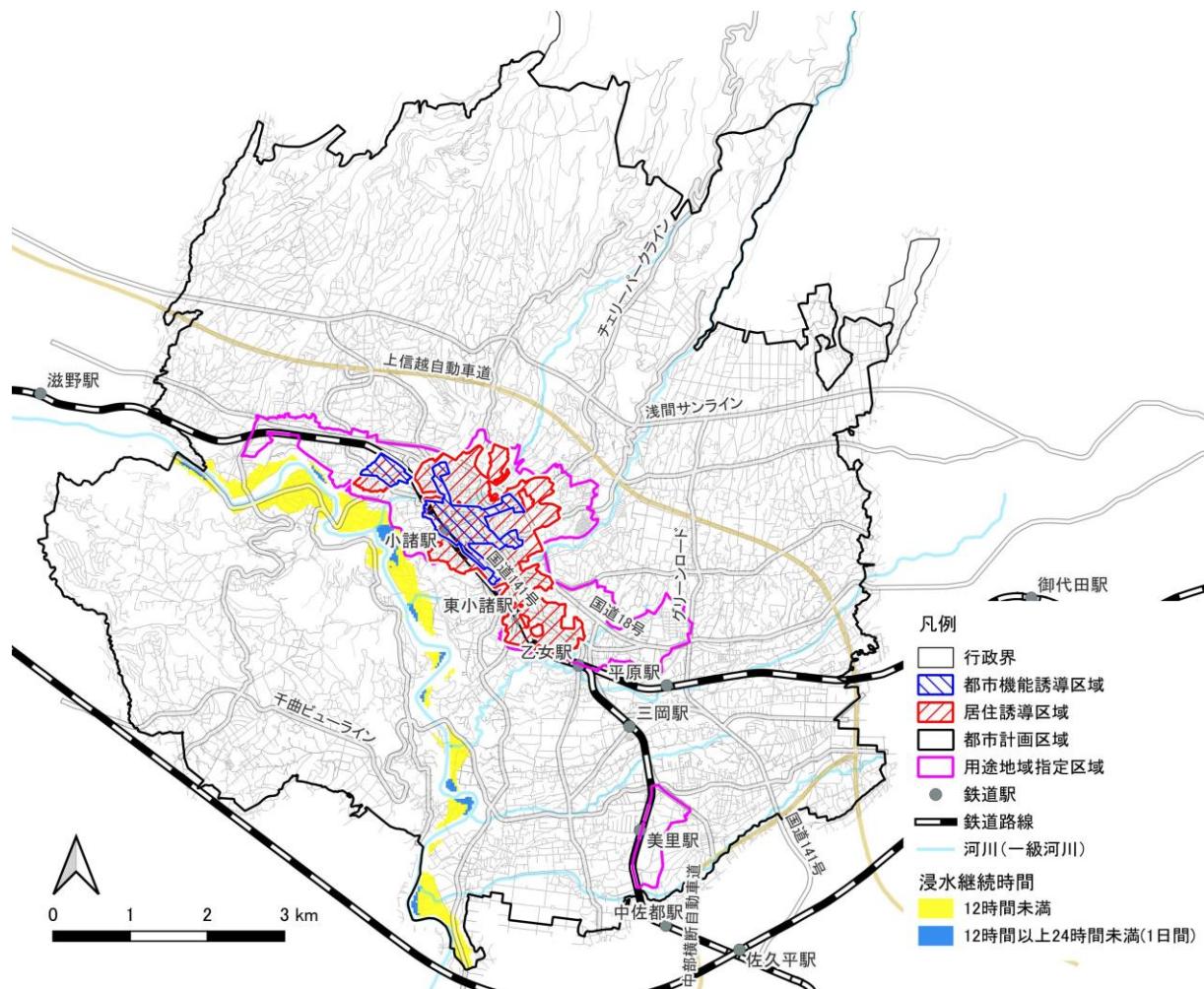


図 5-5 浸水継続時間の状況【市全体】

出典：国土交通省「国土数値情報（洪水浸水想定区域（1次メッシュ単位）データ）（令和5年度）」

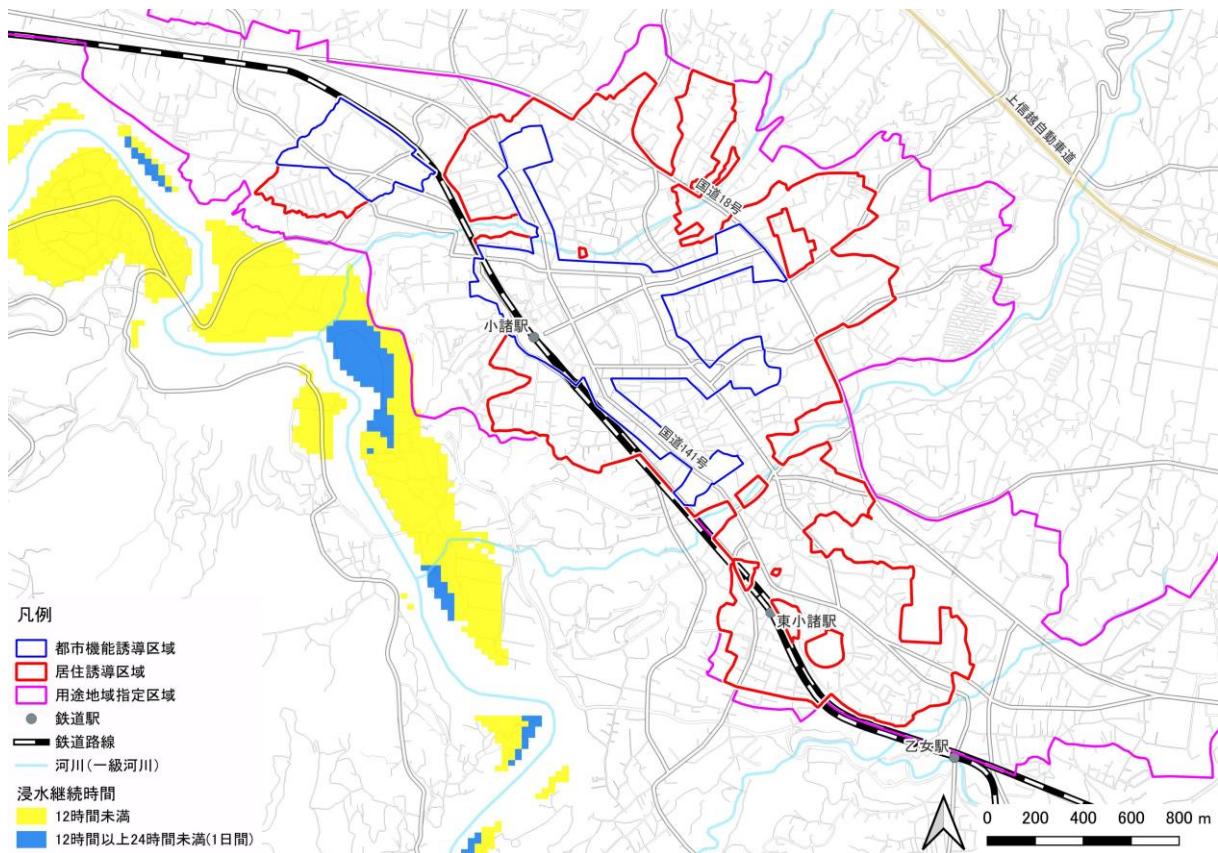


図 5－6 浸水継続時間の状況【誘導区域及びその周辺】

出典：国土交通省「国土数値情報（洪水浸水想定区域（1次メッシュ単位）データ）（令和5年度）」

### (3) 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模降雨）

千曲川の家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模降雨）を整理しました。

千曲川沿いで河岸侵食又は氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されているエリアがみられます。居住誘導区域内では家屋倒壊等氾濫想定区域は指定されていません。

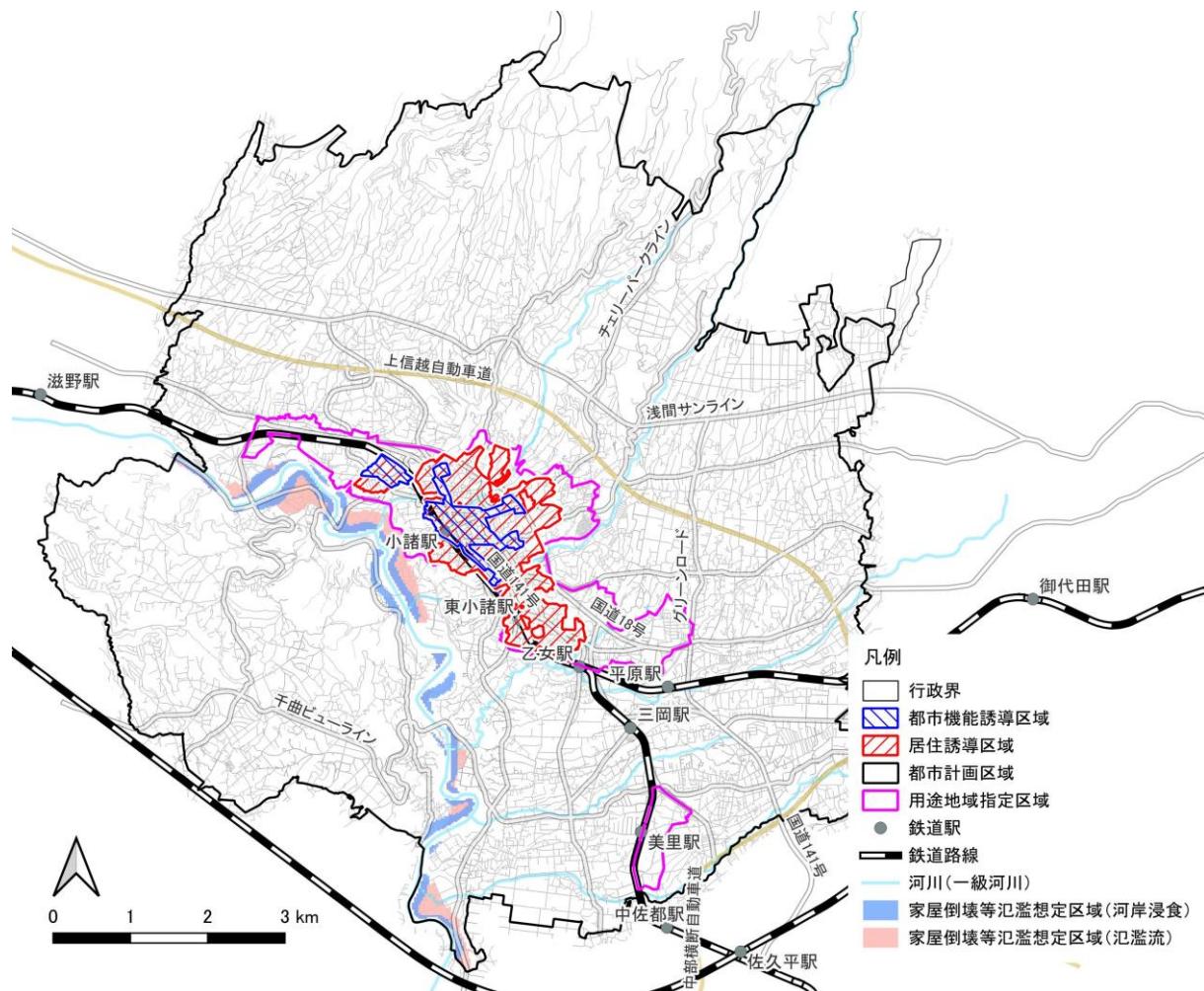


図 5-7 家屋倒壊等氾濫想定区域の指定状況【市全体】

出典：国土交通省「国土数値情報（洪水浸水想定区域（1次メッシュ単位）データ）（令和5年度）」

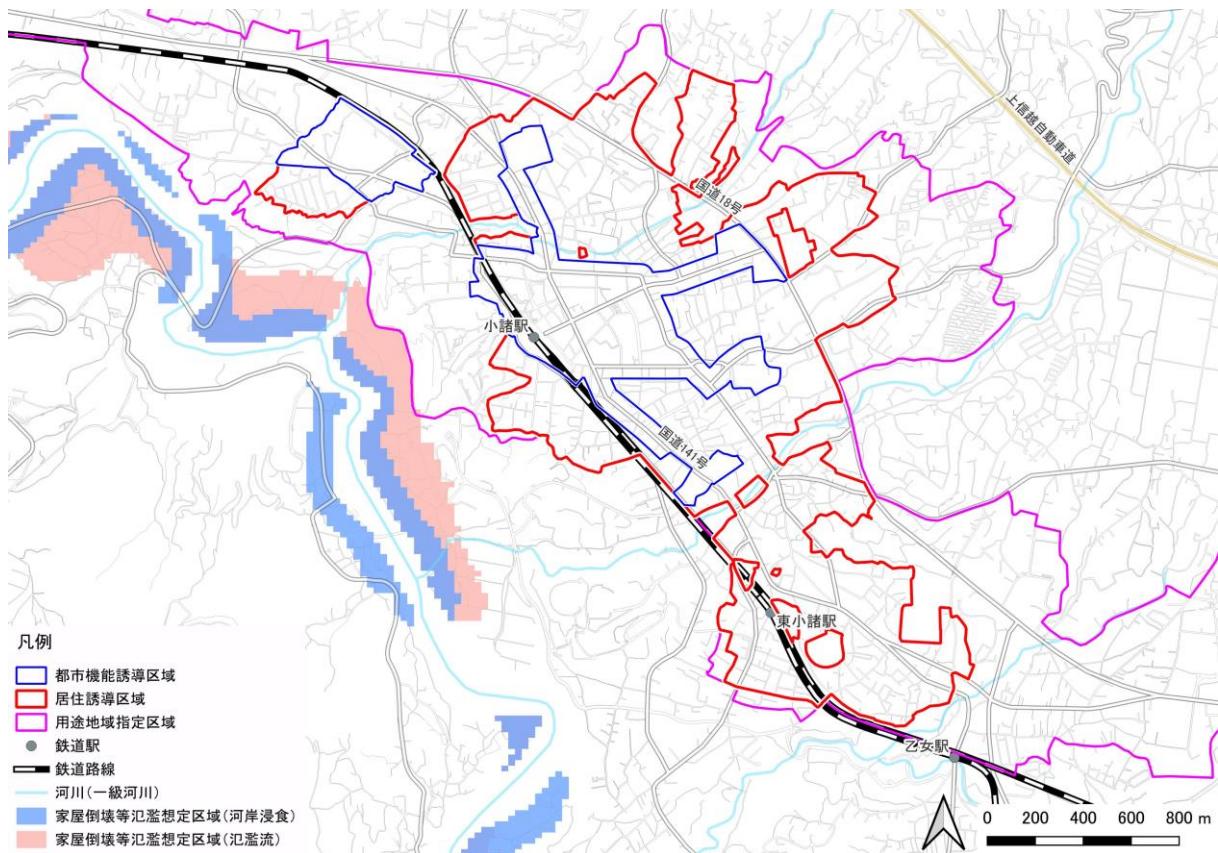


図 5－8 家屋倒壊等氾濫想定区域の指定状況【誘導区域及びその周辺】

出典：国土交通省「国土数値情報（洪水浸水想定区域（1次メッシュ単位）データ）（令和5年度）」

### 3) 土砂災害

土砂災害に関するハザード区域として、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の指定状況を整理しました。

居住誘導区域内では土砂災害警戒区域が局所的に分布しており、急傾斜地崩壊対策工事等の土砂災害防止施設による災害リスクの低減を図る必要があります。

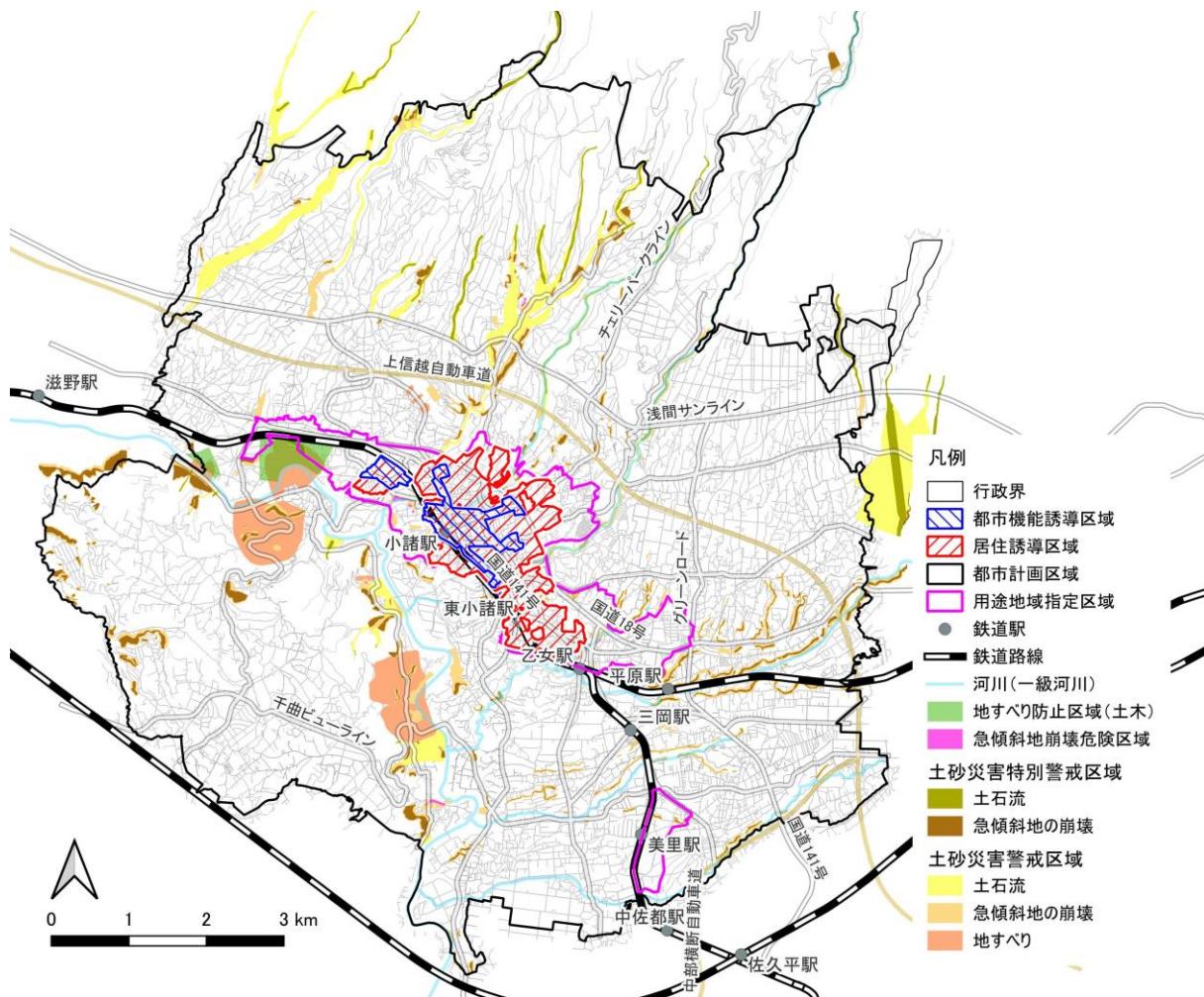


図 5-9 土砂災害警戒区域・特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の指定状況【市全体】

出典：長野県「信州くらしのマップ（令和4年1月）」

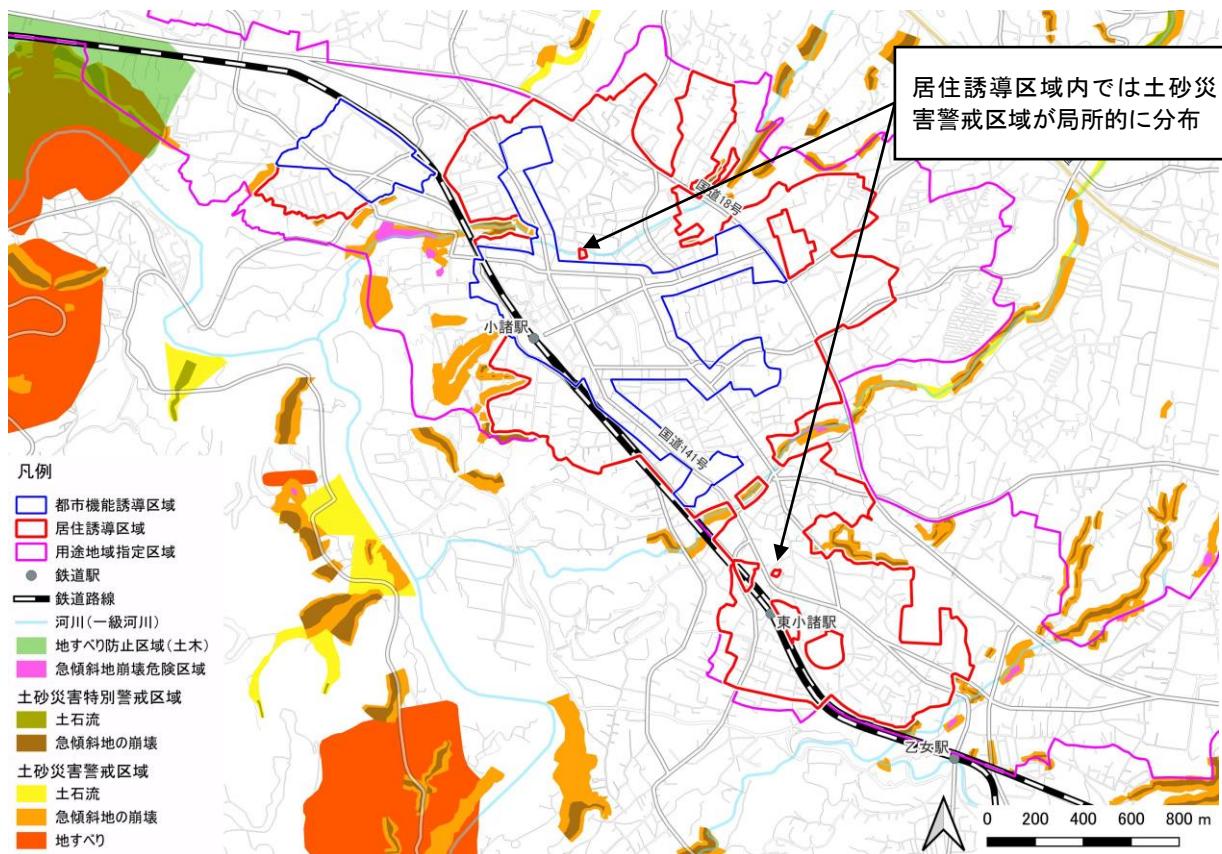


図 5-10 土砂災害警戒区域・特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の指定状況【誘導区域及びその周辺】

出典：長野県「信州くらしのマップ（令和4年1月）」

#### 4) 火山災害

##### (1) 浅間山の噴火警戒レベルと噴火警報・噴火予報

「浅間山火山防災マップ」(浅間山火山防災協議会)では、浅間山の火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と住民などの「とるべき防災対応」を5段階に区分して、気象庁が噴火警報・噴火予報の中で発表する指標である「噴火警戒レベル」が示されています。

また、噴火警戒レベルに対応したハザードマップとして、火口周辺警戒（噴火警戒レベル2～3）を想定した「小～中規模噴火のハザードマップ（無雪期）」、噴火警報（噴火警戒レベル4・5）を想定した「小～中規模噴火のハザードマップ（積雪期）」、「大規模噴火のハザードマップ」が公表されています。

表 5-1 浅間山の噴火警戒レベルと噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域より火口側及びそれ	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	住火口まで地域から近く居	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活状況に応じて要配慮者の避難準備
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	通常の生活

##### ● 噴火警戒レベル4～5（噴火警報）

噴火警戒レベル4～5では、居住地域まで被害が及ぶ恐れがあるため、避難準備や避難をする必要があります。レベル4～5が発表された場合は、地元防災機関(市・警察・消防)の指示に従ってください。

##### ● 噴火警戒レベル2～3（火口周辺警報）

噴火警戒レベル2～3では登山道の規制地点が変わります。規制範囲内では、噴火に伴い直接人命に危険が及ぶ火山現象が発生する恐れがあります。一時的に道路を規制することがあります。

出典：浅間山火山防災協議会「浅間山火山防災マップ」

## (2) 小～中規模噴火のハザードマップ（無雪期）



図 5-11 小～中規模噴火のハザードマップ（無雪期）

出典：浅間山火山防災協議会「浅間山火山防災マップ」

## (3) 小～中規模噴火のハザードマップ（積雪期）

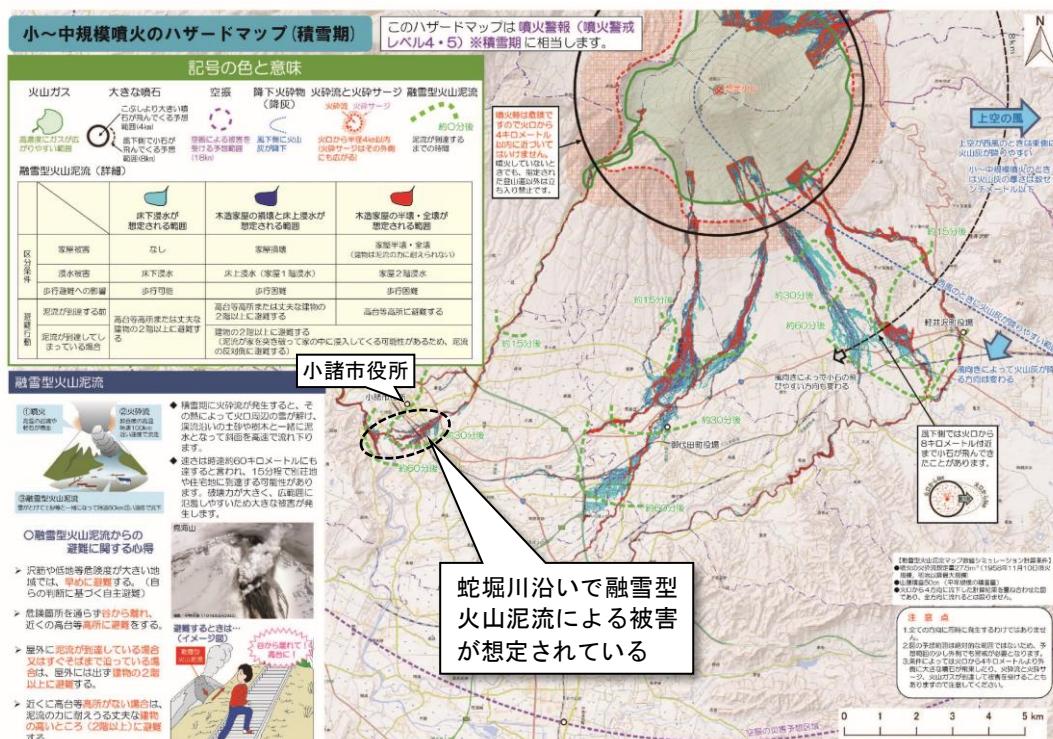


図 5-12 小～中規模噴火のハザードマップ（積雪期）

出典：浅間山火山防災協議会「浅間山火山防災マップ」

## (4) 大規模噴火のハザードマップ

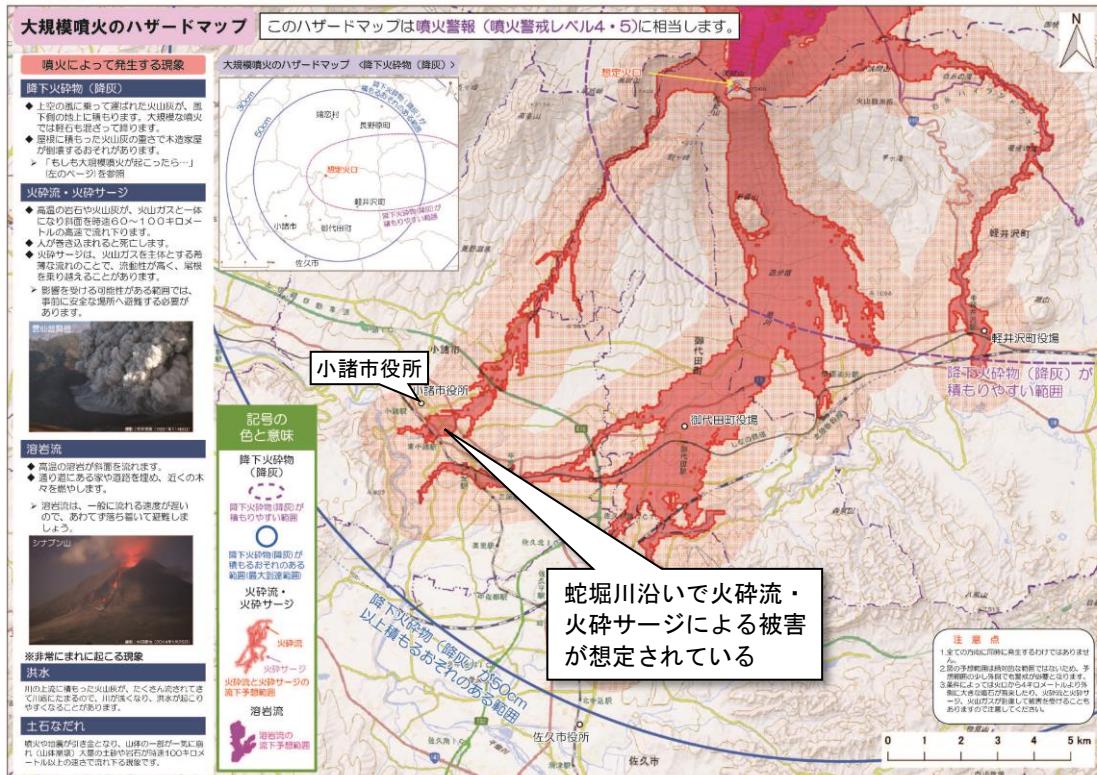


図 5-13 大規模噴火のハザードマップ

出典：浅間山火山防災協議会「浅間山火山防災マップ」

## 5) 大規模盛土造成地

平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震等では、擁壁の崩壊や液状化被害の他、大規模に谷や沢を埋めた造成地で活動崩落が発生し、住宅や公共施設に被害が発生しました。今後、大規模盛土造成地において地震による滑動崩落の発生が懸念されることから、国土交通省が主体となって、大規模盛土造成地の位置、規模及び種類を調査しました。

また、本市では防災意識の醸成や災害の防止・被害の軽減につなげていくことを目的として「大規模盛土造成地マップ」を作成し、公表しています。

本市における大規模盛土造成地の分布をみると、「谷埋め型」の盛土造成地が多く、全て居住誘導区域外で分布しています。

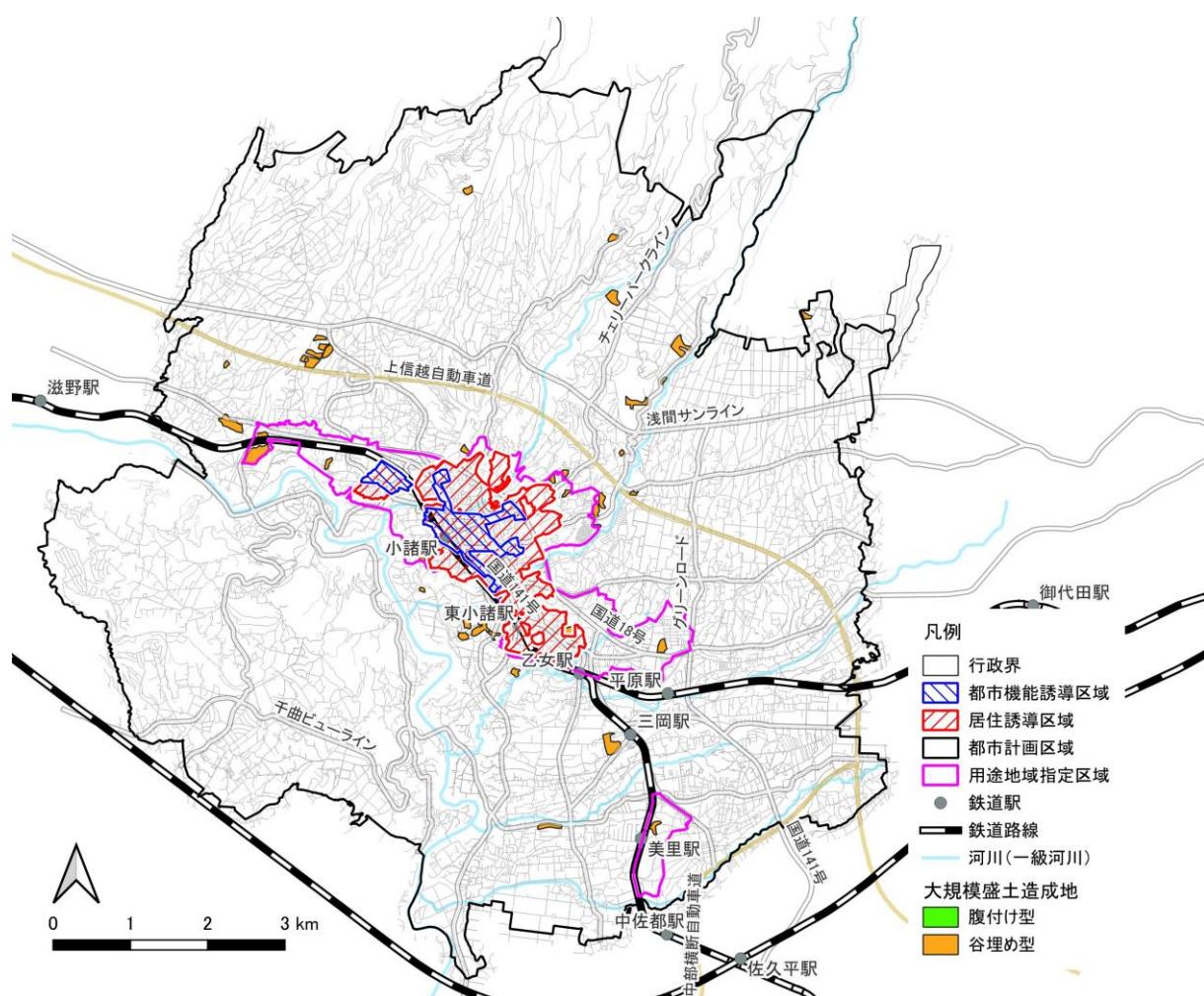


図 5-14 大規模盛土造成地の分布状況【市全体】

出典：小諸市「大規模盛土造成地マップ（令和3年5月更新版）」

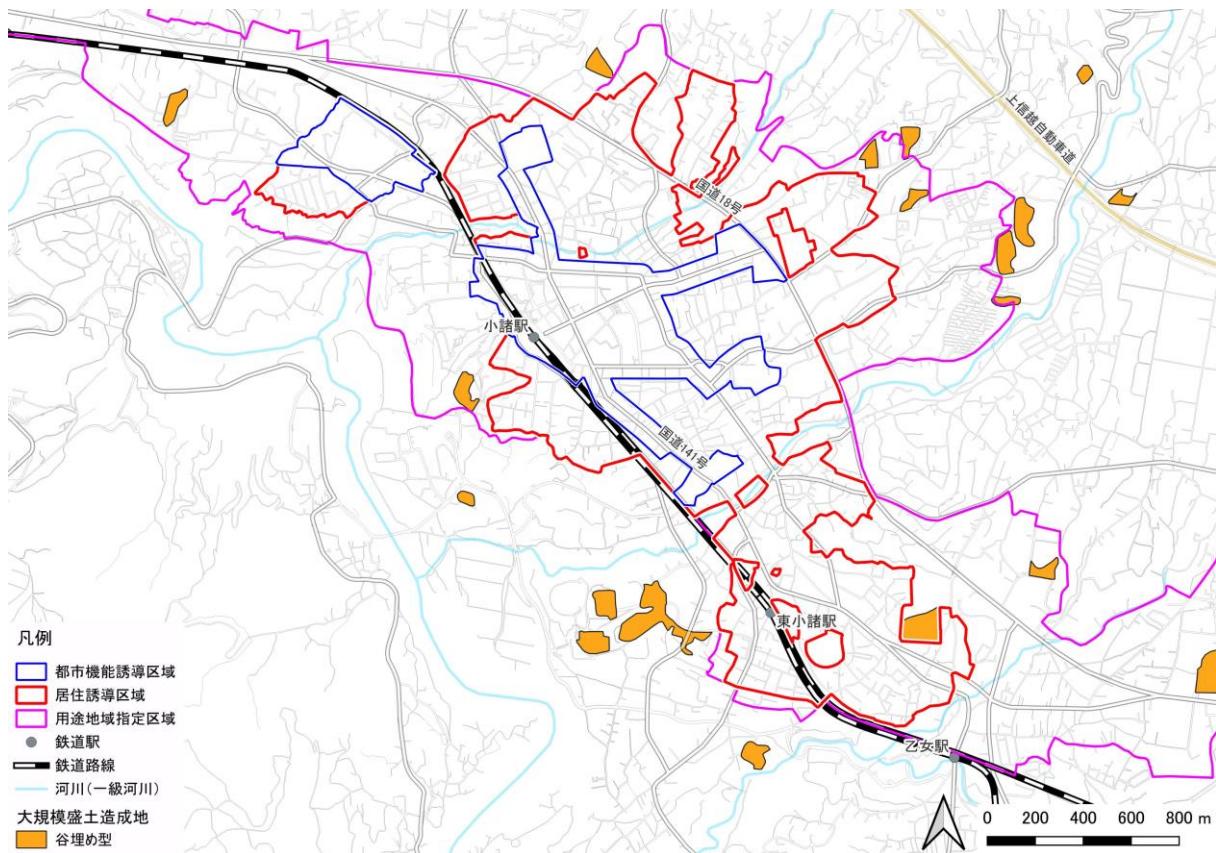


図 5-15 大規模盛土造成地の分布状況【誘導区域及びその周辺】

出典：小諸市「大規模盛土造成地マップ（令和3年5月更新版）」

## 6) 地震

長野県では、平成 26 年（2014 年）の長野県神城断層地震のような県内の活断層による地震に備えるとともに、平成 23 年（2011 年）の東北地方太平洋沖地震といったこれまで想定していなかった場所・規模の地震や、将来起こりうると言われている南海トラフ等の巨大地震に備えるため、防災対策の基礎資料となる被害想定（震度予測）を策定しています。

これによると、本市に最も影響を及ぼすと予測されているのは「糸魚川一静岡構造線断層帯（全体）」の地震で、5 弱以上の揺れが予測されています。

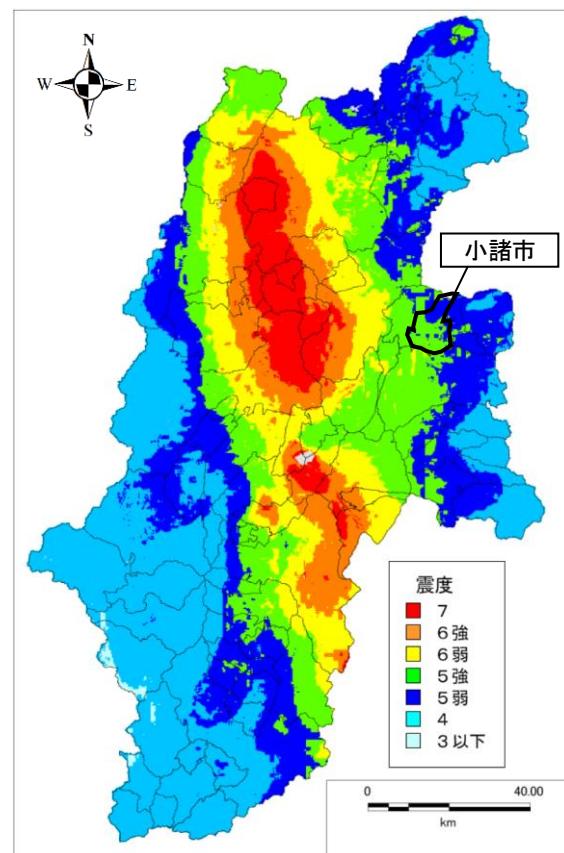


図 5-16 糸魚川一静岡構造線断層帯(全体)の震度予測

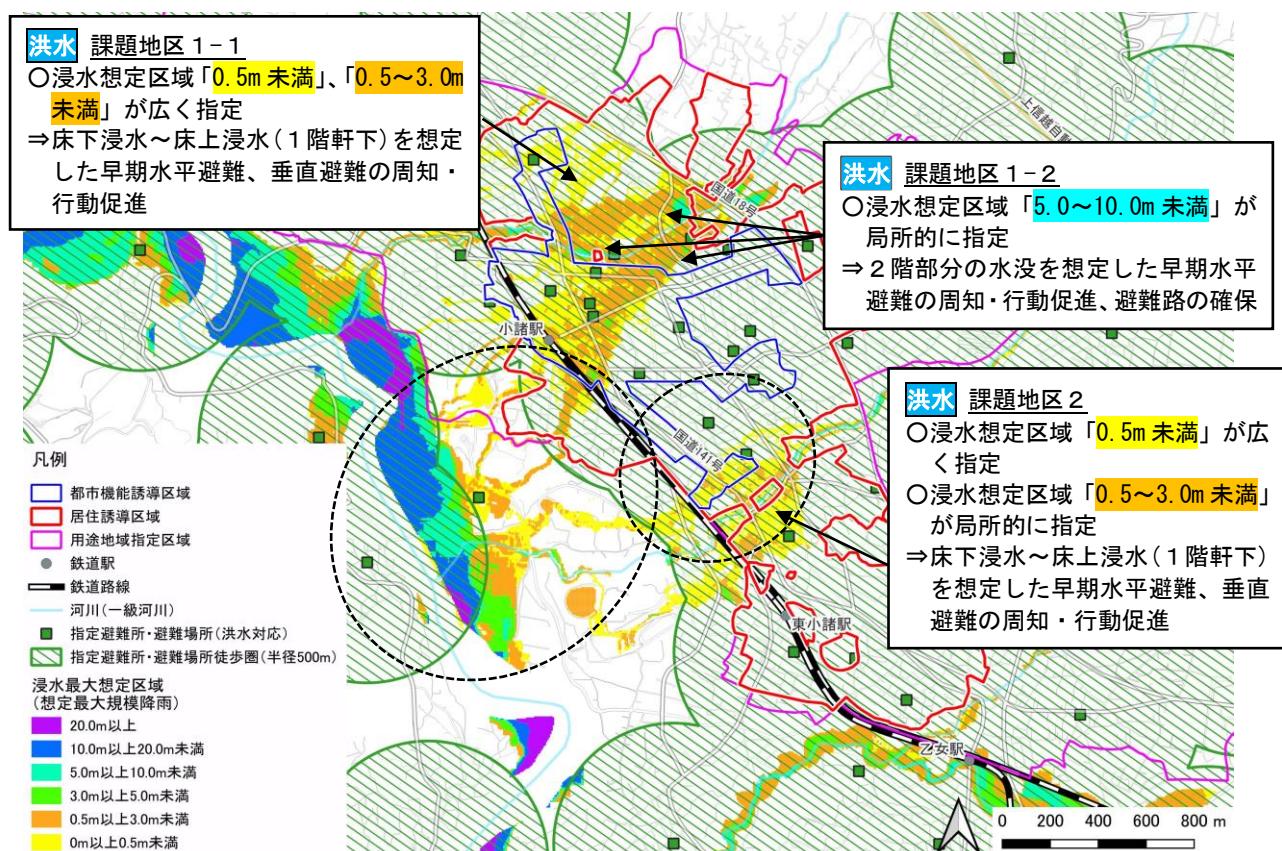
出典：長野県「第3次長野県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）」

## 第2項 リスク分析と課題の抽出（重ね合わせ分析）

本市で想定される災害リスクを踏まえながら、居住誘導区域内におけるリスク低減等に向けた取組の検討に向けて必要となる重ね合わせ分析を行い、居住誘導区域内において災害リスクが高い地域を抽出しました。

### 1) 洪水

居住誘導区域内では浸水深「0.5m未満」、「0.5～3.0m未満」、「5.0～10.0m未満」の浸水想定区域（想定最大規模降雨）が指定されているエリアがあります。当該エリアは洪水に対応した指定避難所・避難場所の徒歩圏（半径500m）内となっており、徒歩等により避難場所へのアクセスが可能であると考えられますが、事前の災害リスク周知による災害発生前の避難行動の促進や避難場所・避難所の維持・確保等など、洪水による被害の低減に向けた取組が必要です。



## 2) 土砂災害

居住誘導区域内では土砂災害警戒区域が局所的に分布しています。当該区域は土砂災害に対応した指定避難所・避難場所の徒歩圏（半径 500m）内となっており、徒歩等により避難場所へのアクセスが可能であると考えられますが、急傾斜地崩壊対策工事等の土砂災害防止施設等の整備による災害リスクの低減を図る必要があります。

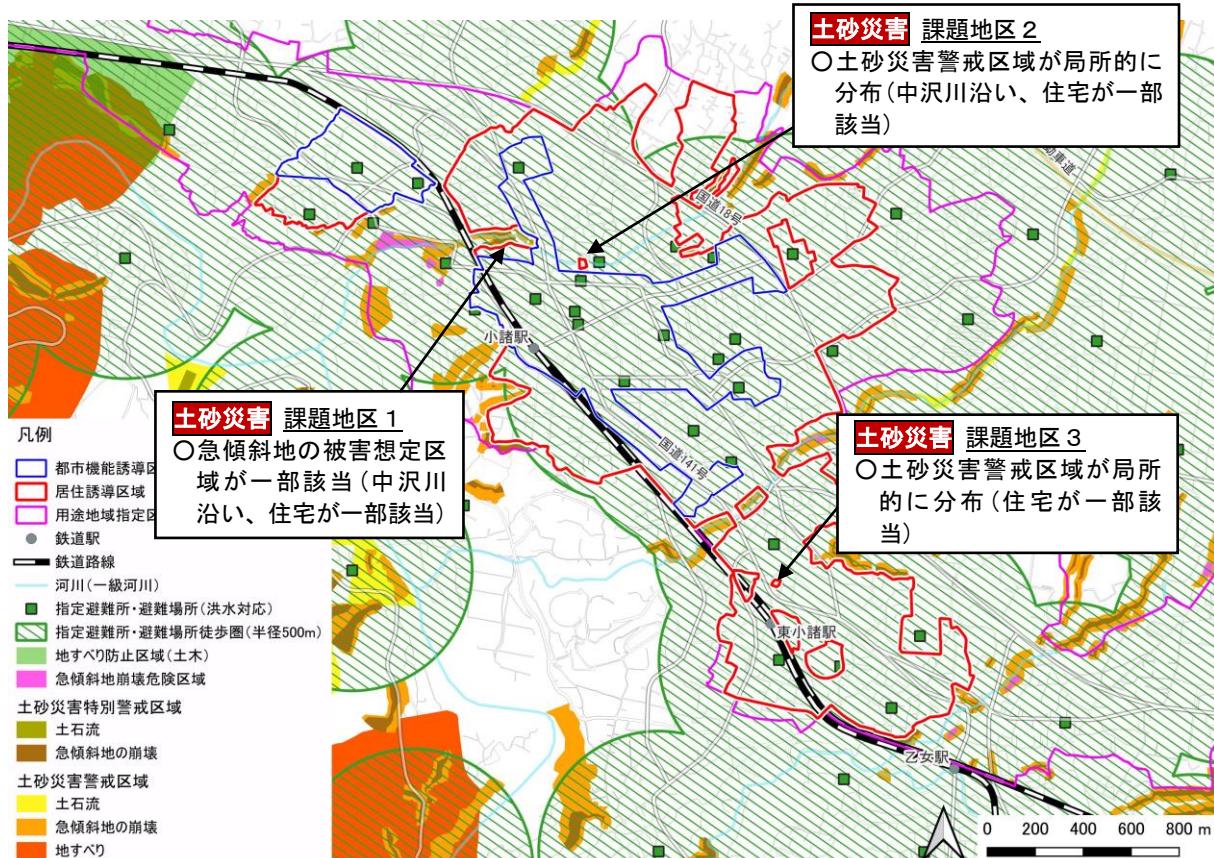


図 5-18 【重ね合わせ分析】土砂災害警戒区域等+指定避難所・避難場所徒歩圏

### 第3節 取組の方針

災害リスク分析を踏まえ、災害種別ごとに取組方針を整理しました。

#### 1) 洪水への取組方針

洪水浸水想定区域が指定されている課題地区1（1-1、1-2）、課題地区2について、洪水への取組方針を以下のとおり設定し、災害リスクの低減に向けた取組を推進します。

表 5-2 洪水への取組方針

区分	取組方針	対象地区 (P. 103 参照)
災害リスク の低減	○河川整備の推進による災害リスクの低減や事前の災害リスク周知による災害発生前の避難行動の促進、避難場所・避難所の維持・確保等を図ります。	・課題地区1-1 ・課題地区1-2 ・課題地区2
	○床下浸水～床上浸水(1階軒下)を想定した早期水平避難、垂直避難の周知・行動促進を図ります。	・課題地区1-1 ・課題地区2
	○2階部分の水没を想定した早期水平避難の周知・行動促進を図るとともに、避難路（国道18号等の幹線道路へのアクセス路及び避難場所・避難所までのアクセス路）の確保を図ります。	・課題地区1-2

#### 2) 土砂災害への取組方針

土砂災害に関するハザード区域が局所的に指定されている課題地区1～3について、土砂災害への取組方針を以下のとおり設定し、災害リスクの低減・回避に向けた取組を推進します。

表 5-3 土砂災害への取組方針

区分	取組方針	対象地区 (P. 104 参照)
災害リスク の低減	○居住誘導区域内において土砂災害に関するハザード区域が指定されているエリアについて、急傾斜地崩壊対策工事等の土砂災害防止施設等の整備による災害リスクの低減に努めます。	・課題地区1 ・課題地区2 ・課題地区3
	○事前の災害リスク周知による災害発生前の避難行動の促進、避難場所・避難所の維持・確保等を図ります。	
災害リスク の回避	○土砂災害に関するハザード区域の追加・変更等が行われた場合は、必要に応じて誘導区域の見直しを検討し、土砂災害に対する安全性を考慮した居住や都市機能の誘導を図ります。 ○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条に基づく「移転等の勧告」について必要に応じて活用します。	

### 3) 地震への取組方針

本市に最も影響を及ぼすと予測されているのは「糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）」の地震で、5弱以上の揺れが予測されており、対応が求められます。地震への取組方針を以下のとおり設定し、災害リスクの低減に向けた取組を推進します。

表 5-4 地震災害への取組方針

区分	取組方針	対象地区
災害リスクの低減	○公共施設等の耐震化に向けた取組を進めるとともに、ハザードマップ等を通じて、事前の災害リスク周知による災害発生前の避難行動の促進等を図ります。	・市全域

### 4) 火山災害への取組方針

浅間山における噴火警報（噴火警戒レベル4・5）を想定した「小～中規模噴火のハザードマップ（積雪期）」、「大規模噴火のハザードマップ」では、居住誘導区域内においても被害が想定されており、対応が求められます。火山災害への取組方針を以下のとおり設定し、災害リスクの低減に向けた取組を推進します。

表 5-5 火山災害への取組方針

区分	取組方針	対象地区
災害リスクの低減	○事前の災害リスクの周知による早期避難の促進や大規模噴火に備えた広域避難計画の策定・公表、周知を図ります。	・市全域

### 5) 大規模盛土造成地への取組方針

居住誘導区域内では大規模盛土造成地は分布していませんが、居住誘導区域外の各地域では大規模盛土造成地が点在しており、対応が求められます。大規模盛土造成地への取組方針を以下のとおり設定し、災害リスクの低減・回避に向けた取組を推進します。

表 5-6 大規模盛土造成地への取組方針

区分	取組方針	対象地区
災害リスクの低減	○大規模盛土造成地の安全性確認に必要となる第2次スクリーニング計画の策定・実施をするとともに、計画を周知し、住民・事業者への防災への理解を深めます。	・市全域
災害リスクの回避	○大規模盛土造成地を居住誘導区域、都市機能誘導区域から除外することにより、居住や都市機能の立地誘導を図ります。 (大規模盛土造成地の追加等が行われた場合は、誘導区域の見直しを検討します。)	・市全域

## 第4節 具体的な取組とスケジュール

### 第1項 取組とスケジュール

関連計画である小諸市国土強靭化地域計画で位置づけられた取組・事業について、本計画と関連する項目を抽出し、整合・調整を図るとともに、居住や都市機能の誘導に関わる取組・事業を追加して整理しました。

表 5-7 取組とスケジュール

災害種別				対象区域	事業名等	担当課	事業の実施時期の目標年（年度）					
洪水	土砂災害	地震	火山災害				短期	中期	長期			
							R6～R9	R10～R13	R14～R17			
○				全域	河川等整備事業	建設課	実施	実施	実施			
○	○		○	全域	中小河川の最大想定規模の浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知	危機管理課	実施	実施	実施			
○	○	○	○	全域	ハザードマップ等を利用した出前講座等の実施	危機管理課	実施	実施	実施			
○		○		全域	社会福祉施設等の整備に関する事業	高齢福祉課	実施（予定）	実施（予定）	実施（予定）			
	○			居住誘導区域内	急傾斜地崩壊対策工事等の土砂災害防止施設等の整備	建設課	実施					
	○			全域	大規模盛土造成地に係る第2次スクリーニング計画の策定・実施	都市計画課	実施（予定）					
		○		居住誘導区域内	旧小諸本陣問屋場	文化財・生涯学習課	実施					
		○		全域	社会資本整備総合交付金事業（耐震）	建設課	実施	実施	実施			
		○		全域	文化会館舞台機構改修工事	文化財・生涯学習課	実施（予定）					
		○		全域	文化会館吊天井脱落対策工事	文化財・生涯学習課	実施（予定）					
			○	全域	浅間山広域避難計画の策定・周知	危機管理課	実施					
○	○	○	○	全域	避難情報の発信	企画課	実施	実施	実施			
○	○	○	○	全域	防災情報伝達手段多重化	危機管理課	実施	実施	実施			
○	○	○	○	全域	避難行動要支援者の避難体制づくり	危機管理課、健康づくり課、高齢福祉課	実施（予定）	実施（予定）	実施（予定）			
○	○	○	○	全域	自主防災組織の設立支援と自主防災組織による防災訓練実施に向けた支援	危機管理課	実施	実施	実施			
○	○	○	○	全域	情報伝達手段の確保	企画課	実施	実施	実施			
○	○	○	○	全域	生活基盤施設耐震化等交付金	上水道課	実施	実施（予定）	実施（予定）			
○	○	○	○	全域	社会資本整備総合交付金事業（通常）	下水道課	実施（予定）	実施（予定）	実施（予定）			
○	○	○	○	全域	社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）	下水道課	実施（予定）	実施（予定）	実施（予定）			
○	○	○	○	全域	循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）	下水道課	実施（予定）	実施（予定）	実施（予定）			
○	○	○	○	全域	道路メンテナンス事業防災・安全交付金事業（修繕）	建設課	実施	実施	実施			
○	○	○	○	全域	防災・安全交付金事業（舗装修繕）	建設課	実施	実施	実施			
○	○	○	○	全域	防災・安全交付金事業（歩道整備）	建設課	実施	実施	実施			
○	○	○	○	全域	道路等整備事業	建設課	実施	実施（予定）	実施（予定）			

## 第2項 防災指針の目標値

関連計画である小諸市国土強靭化地域計画で位置づけられた目標値について、本計画と関連する項目を抽出し、整合・調整を図るとともに、居住や都市機能の誘導に関する目標値を追加し、防災指針の目標値としてとりまとめました。

### 1) 災害リスクの回避

表 5-8 防災指針の目標値：災害リスクの回避

災害種別				目標指標	現況値	目標値・目標年（年度）				
洪水	土砂災害	地震	火山災害			短期	中期	長期		
						R6～R9	R10～R13	R14～R17		
○				土砂災害レッドゾーン内に居住する人口の割合（市全域）	約15%	約14%	約13%	約12%		

### 2) 災害リスクの低減

表 5-9 防災指針の目標値：災害リスクの低減

災害種別				目標指標	現況値	目標値・目標年（年度）				
洪水	土砂災害	地震	火山災害			短期	中期	長期		
						R6～R9	R10～R13	R14～R17		
○				安全な河川対策、施工延長	-	毎年20m	毎年20m（予定）	毎年20m（予定）		
○				最大想定規模の浸水想定区域図を反映したハザードマップの全戸配布	ハザードマップ作成：R4 ハザードマップ配布：R5	継続的な周知	継続的な周知	継続的な周知		
		○		精密耐震診断件数	-	毎年度10件	毎年度10件（予定）	毎年度10件（予定）		
			○	広域避難計画の策定	広域避難計画の策定：R5	地域防災計画の修正(R6)				
○	○	○	○	防災ラジオの代替伝達手段整備	防災ラジオの代替伝達手段整備：R5	公式LINEへの登録促進	公式LINEへの登録促進	公式LINEへの登録促進		
○	○	○	○	自主防災組織を設立した区の数	62区（68区中）	68区	68区	68区		
○	○	○	○	幹線道路等の舗装修繕実施箇所	毎年1箇所	毎年1箇所	毎年1箇所（予定）	毎年1箇所（予定）		

## 第6章 本計画の目標指標及び効果指標

### 第1節 本計画の目標指標

立地適正化計画は長期にわたる計画であるため、定量的な目標を設定し、計画の達成状況の評価を行い、状況に合わせて、計画を見直していくことが必要となります。

そこで、本市のまちづくりの方針に基づき、市民の皆さんのも暮らしやすさが将来にわたり確保されているかを確認するため、本計画における定量的な目標指標の設定を行います。

表 6－1 定量的な目標指標の中間評価

目標指標	基準値	中間評価	目標値	指標の設定理由
市民の市内医療機関受診率 (小諸市国民健康保険加入者に限る。)	71.7% (平成27年度)	69.5% (令和6年度)	概ね70%以上の水準維持を目指します。	「健康のまちづくり」による中心拠点・地域拠点の形成により、市民が適時・適切に医療が受けられる環境が保たれていることを示します。
(中間評価) 概ね基準値の水準は維持されており、今後も適時適切に医療が受けられる環境づくりが求められます。なお、今後の社会情勢や制度改正等により、継続的なデータ取得が困難となる可能性があることに留意が必要です。				
相生町通りにおける歩行者数	997人 (平成27年度)	1,013人 (令和6年度)	1,500人以上の維持を目指します。	「笑顔のまちづくり」による中心拠点の形成により、活性化が促進されている状態を示します。
(中間評価) 同一地点における比較では歩行者数の増加は僅かですが、令和6年から同地点で行っている10月土曜日の歩行者数の平均は、1,532人/日となっています。小諸駅周辺地域の公共空間を活用したイベントの実施や新たな商業施設等の立地等が、来街者の増加に一定程度寄与しているものと考えられます。				

目標指標	基準値	中間評価	目標値	指標の設定理由
コミュニティバスの乗車率	32.4% (平成28年度)	46.4% (令和6年度)	<u>45%以上の水準の維持</u> を目指します。	交通ネットワークを軸とした「歩いて暮らせるまちづくり」による中心拠点・地域拠点の形成により、コミュニティバスの利用や乗車率が増加し、持続可能な公共交通ネットワーク網の形成が図られている状態を示します。
(中間評価)				コミュニティバスの利用者及び乗車率は増加傾向にあります。今後、高齢化の進展により利用需要の増加が見込まれる一方で、生活利便施設を集約・再配置等により運行効率を高め、持続可能な公共交通ネットワークの維持を図ることが求められます。
居住誘導区域内の人口密度	30人/ha (平成27年度)	28.7人/ha (令和2年度)	<u>30人/haの水準維持</u> を目指します。 ※将来人口推計値：24.3%	居住誘導区域内の人口密度を維持し、既存の日常的なサービス機能及び地域コミュニティの維持が可能な状態を示します。
(中間評価)				居住誘導区域内の人口密度は、わずかに減少しているものの、大幅な低下は抑制されていると考えられます。今後は、居住誘導施策の強化により、居住誘導区域内の人口密度の維持を図っていくことが必要です。

## 第2節 目標の達成により期待される効果の定量化

計画の目標が達成された場合には、目指すべきまちの姿に向けて、一定の効果が表れることが期待されます。

それらは、本計画の実施により、まちづくり全体にどの程度寄与したのか、また市民の皆様にどのようなメリットがあるのかを示すものであることから、定量的な効果指標として設定します。

表 6－2 目的の達成によって期待される定量的な効果指標

効果指標（都市機能）	目標	指標の設定理由
医療費抑制の効果	約 750 万円／年程度の医療費削減の効果を見込んでいます。	一人ひとりが健康に心がけるきっかけづくり、歩いて暮らせるまちづくりを実現し、市民の歩行数を増加することにより医療費抑制の効果が得られます。
市街地の地価の維持	約 1,800 万円／年程度の固定資産税の減収抑制の効果を見込んでいます。	中心拠点にぎわいを創出し、誘導区域内の地価を維持もしくは向上させることにより、地価下落による固定資産税の減収抑制の効果が得られます。
市内のCO <sub>2</sub> の排出量の削減	令和 12 年（2035 年）時点で温室効果ガス排出量 40%（2016 年度比）の削減の効果を見込んでいます。	更新が必要な複数の施設の集約や公共交通の充実、市民協働による緑地育成、ゼロカーボンの実現に向けた取組の推進により、歩いて暮らせるまちづくりを実現し、CO <sub>2</sub> の排出量削減の効果が得られます。
コミュニティバスの運行経費の改善	運行効率の改善により約 10%程度（約 700 万円／年）の運行経費の改善の効果を見込んでいます。	公共交通の目的地として需要が高い生活利便施設を集約、再配置することで、公共交通の利用率、運行効率を高め、運行経費を削減する効果が得られます。

## 第7章 本計画の評価・見直し

### 第1節 本計画の評価・見直し

本計画は、長期的な視野に立って継続的に取り組むものであり、計画期間内に施策の進捗状況や社会的な動向の変化も予想されるため、上位計画や関係計画などの見直しとの整合を図りつつ、概ね5年ごとに前項の目標指標による評価を行うとともに、適宜、計画の見直しを図っていきます。

具体的には、立地適正化計画(Plan)の目標や方針に基づき、各種施策や事業を実施(Do)し、その成果や効果を評価(Check)します。さらに、必要に応じて見直し・改善(Act)を行い、次の計画(Plan)へとつなげていく、PDCAサイクルの取組による進行管理を行います。

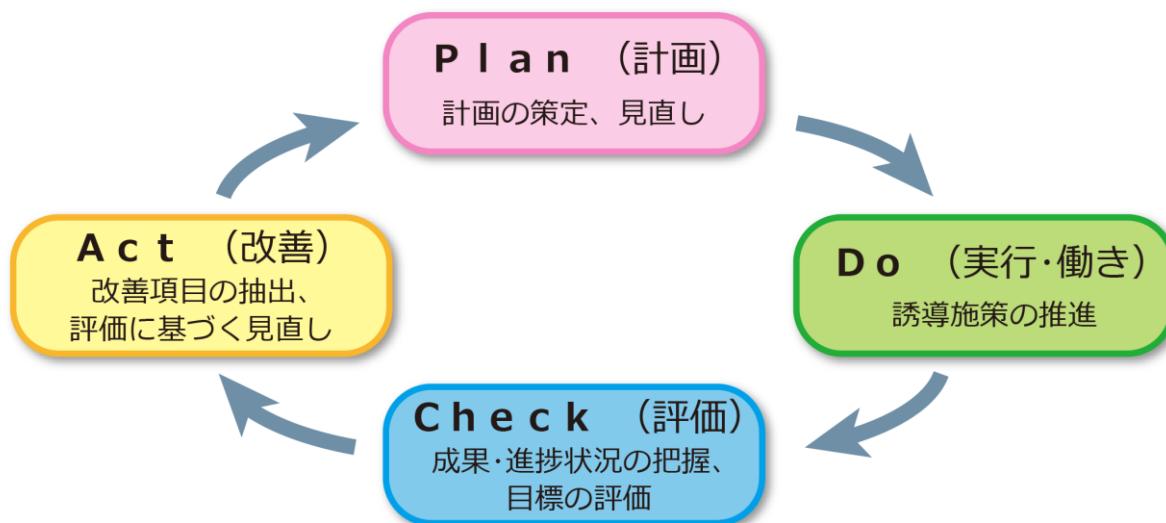


図 7-1 PDCAサイクルのイメージ